

平成29年度第3回事業評価委員会資料

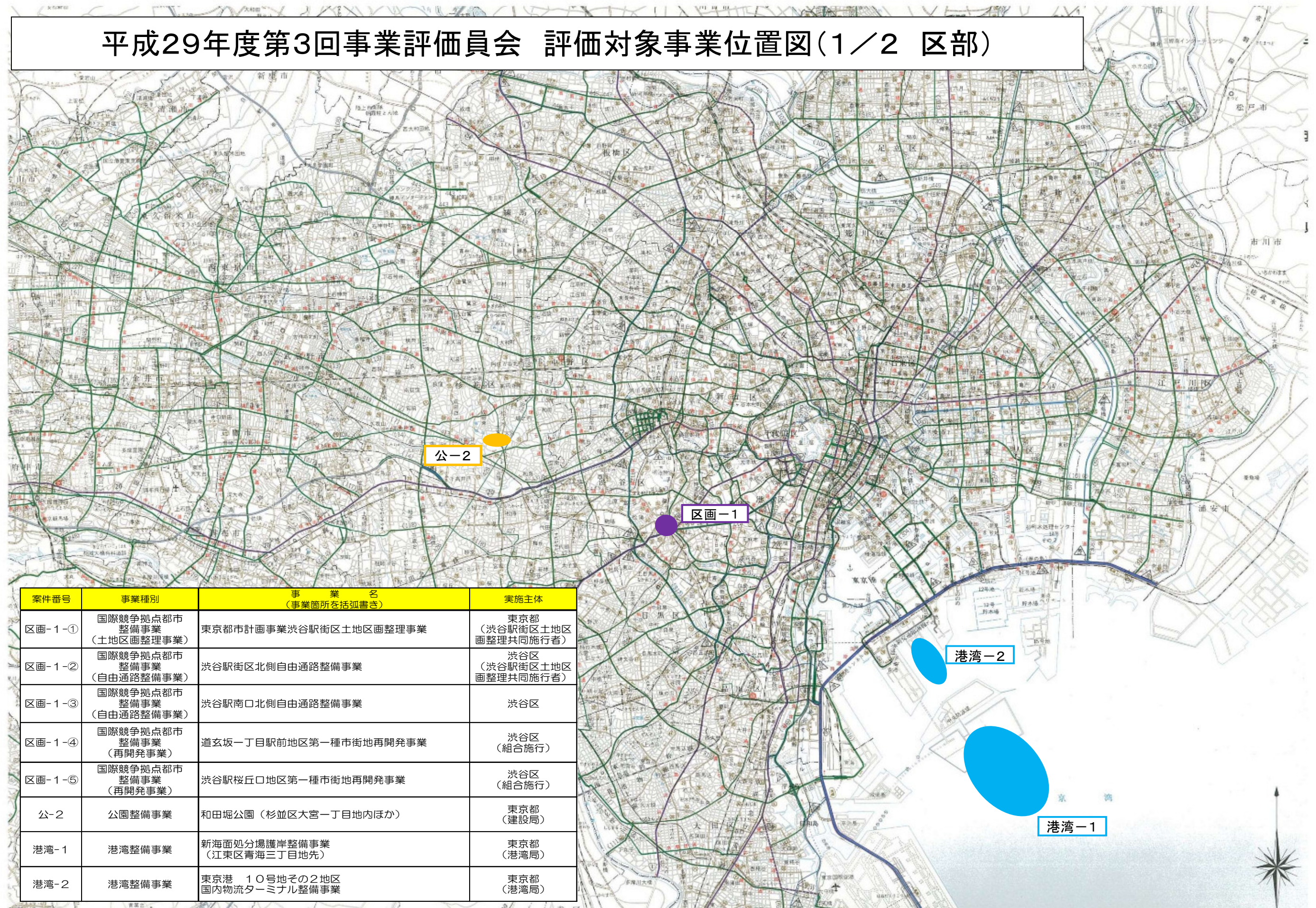
評価対象事業案内

平成29年10月26日（木）

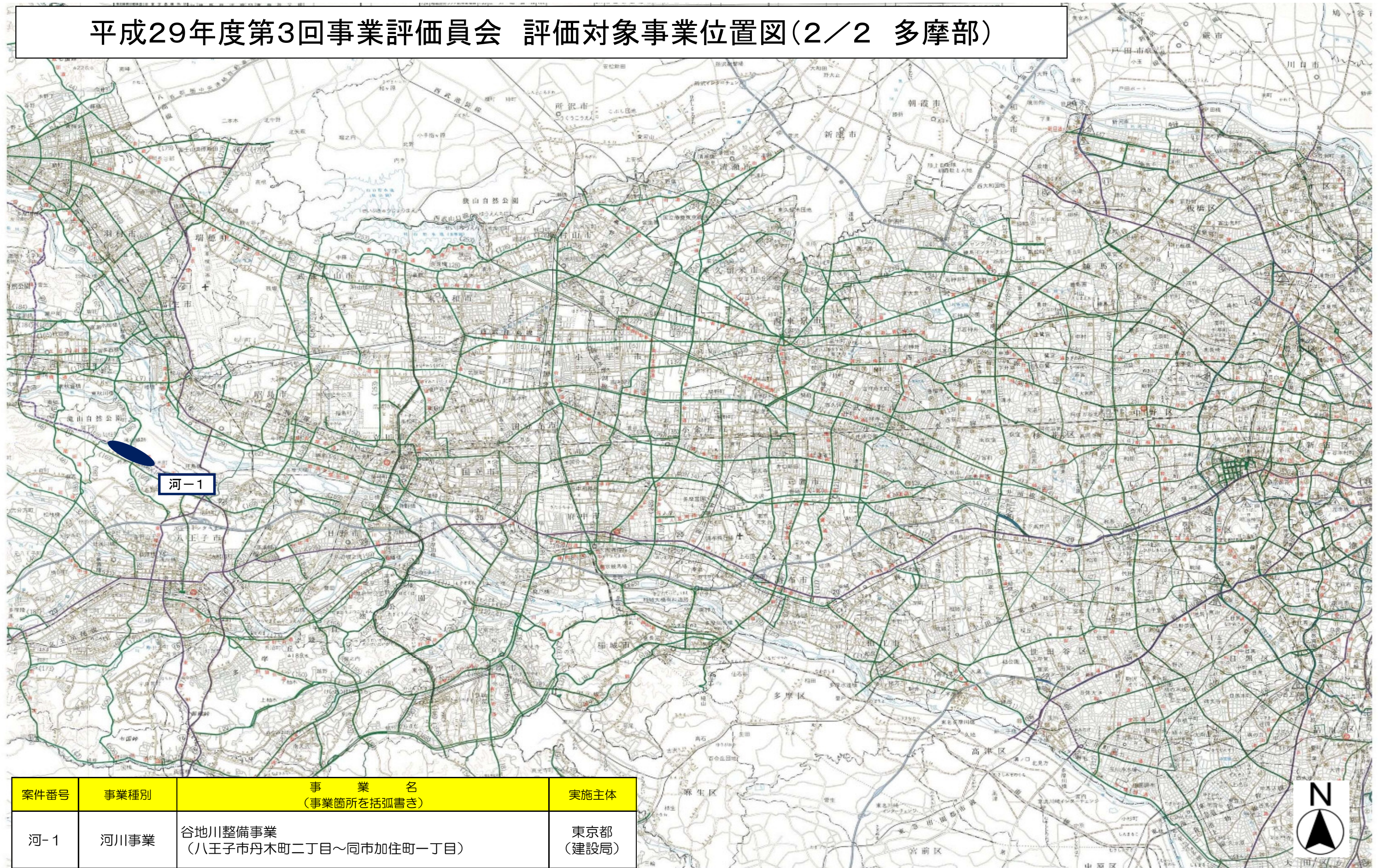
目 次

	平成29年度第3回事業評価委員会 評価対象事業位置図	・・・・・・・・	P. 1
1	東京都市計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業	・・・・・・・・	P. 3
2	渋谷駅街区北側自由通路整備事業	・・・・・・・・	P. 5
3	渋谷駅南口北側自由通路整備事業	・・・・・・・・	P. 7
4	道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業	・・・・・・・・	P. 9
5	渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業	・・・・・・・・	P. 11
6	和田堀公園 (杉並区大宮一丁目地内ほか)	・・・・・・・・	P. 13
7	谷地川整備事業 (八王子市丹木町二丁目～同市加住町一丁目)	・・・・・・・・	P. 16
8	新海面処分場護岸整備事業 (江東区青海三丁目地先)	・・・・・・・・	P. 17
9	東京港 10号地その2地区 国内物流ターミナル整備事業	・・・・・・・・	P. 18

平成29年度第3回事業評価員会 評価対象事業位置図(1／2 区部)

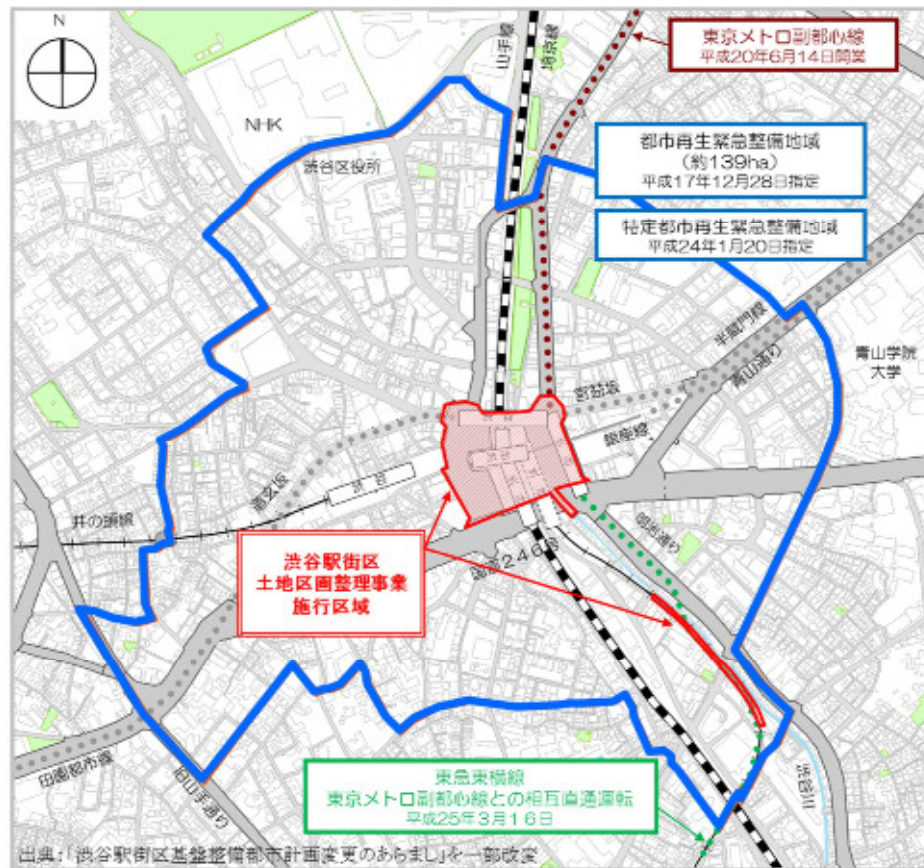


平成29年度第3回事業評価員会 評価対象事業位置図(2/2 多摩部)

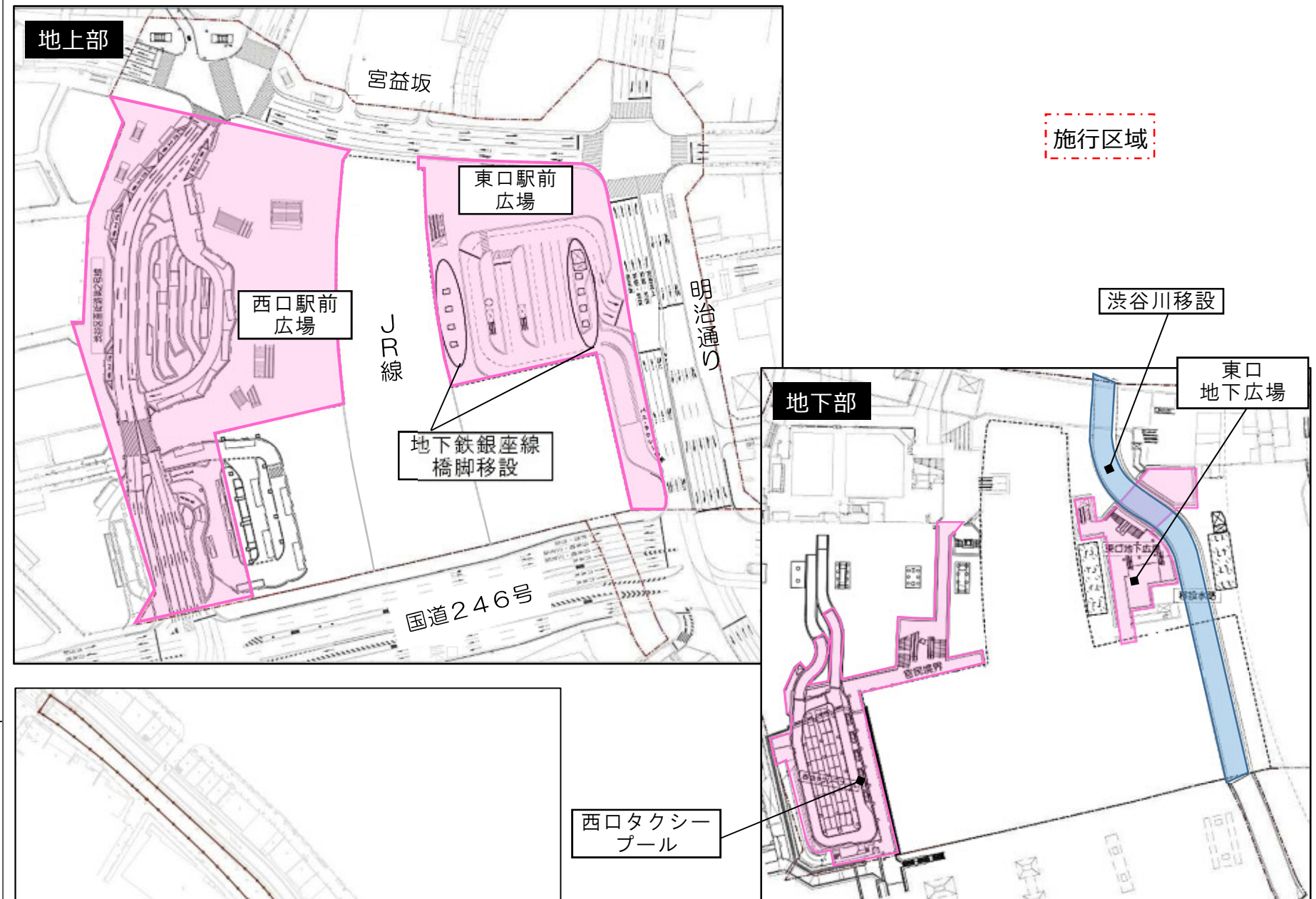


案件番号	事業種別	事業名 (事業箇所を括弧書き)	実施主体
河-1	河川事業	谷地川整備事業 (八王子市丹木町二丁目～同市加住町一丁目)	東京都 (建設局)

位置図



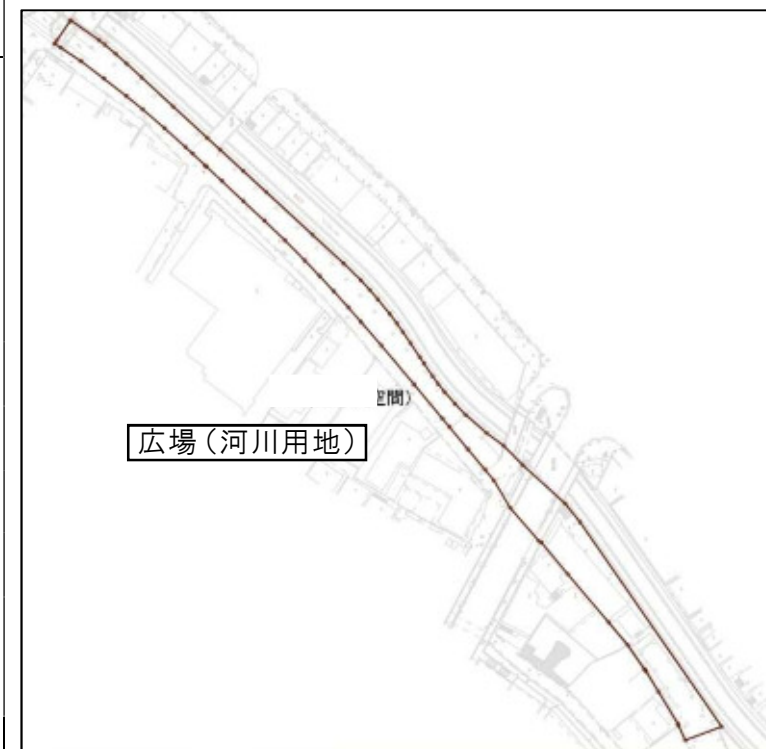
設計図



事業概要

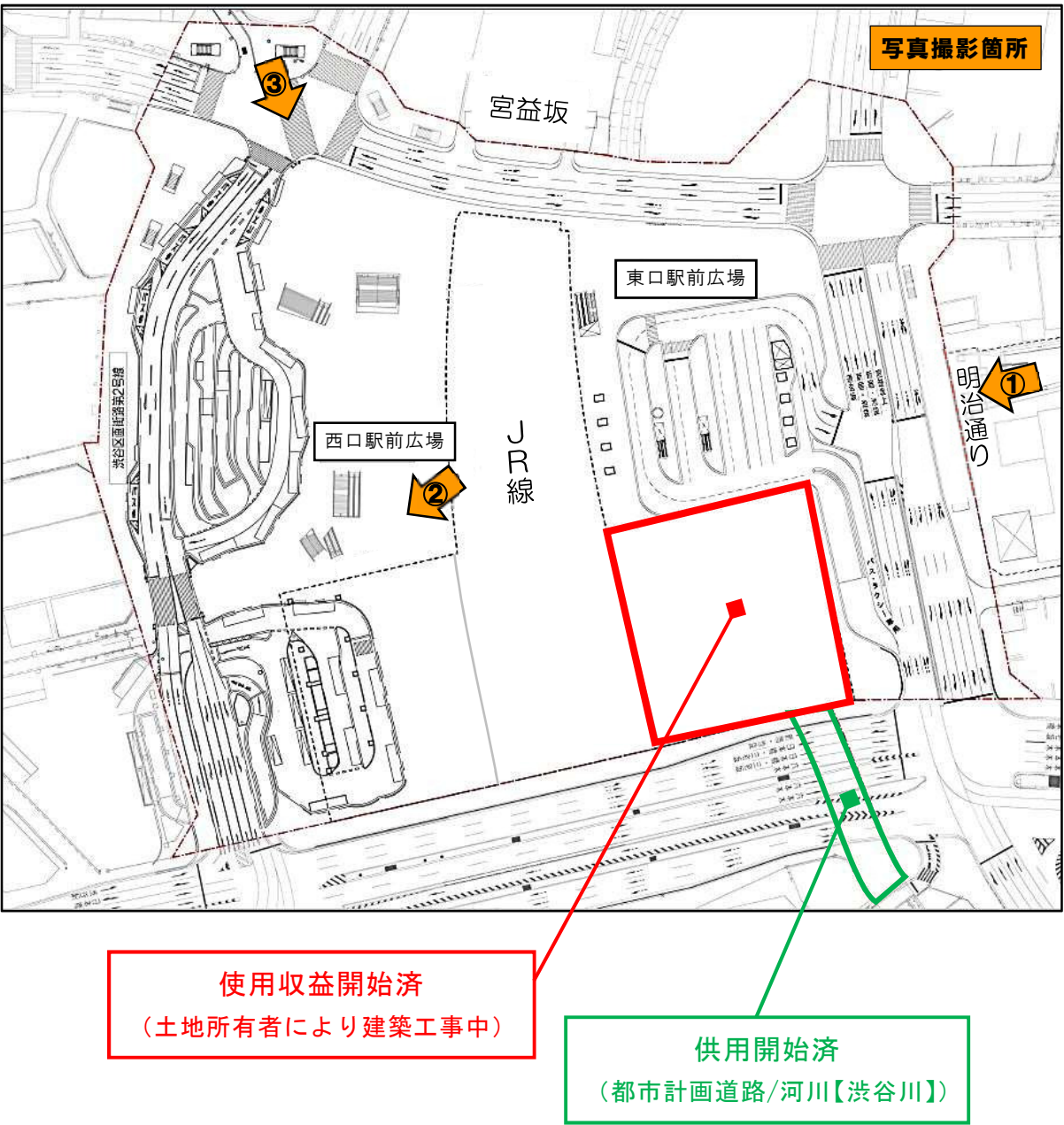
本地区は渋谷区の南部に位置し、東は明治通り、西は西口駅前広場、北は道玄坂、宮益坂、南は国道256号線に囲まれた渋谷駅を中心とした5.2haの区域と、南に約300m離れ、渋谷川の西側に沿った約0.3haの全体5.5haの土地区画整理事業である。

本事業では、東西駅前広場の整備、これに支障となる地下鉄銀座線の橋脚及び渋谷川の移設を行い、東口駅前広場の下に地下広場、西口駅前広場の下に地下タクシープール等を整備し、一体的な公共空間の確保及び交通結節点の機能向上を図るものである。



事業の種類	土地区画整理事業
事業の名称	東京都市計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業
評価の実施主体	東京都
事業所管部署	都市整備局 市街地整備部 区画整理課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続 ・ その他（国際競争拠点都市整備事業再評価）
対応方針（案）	継 続 ・ 中 止

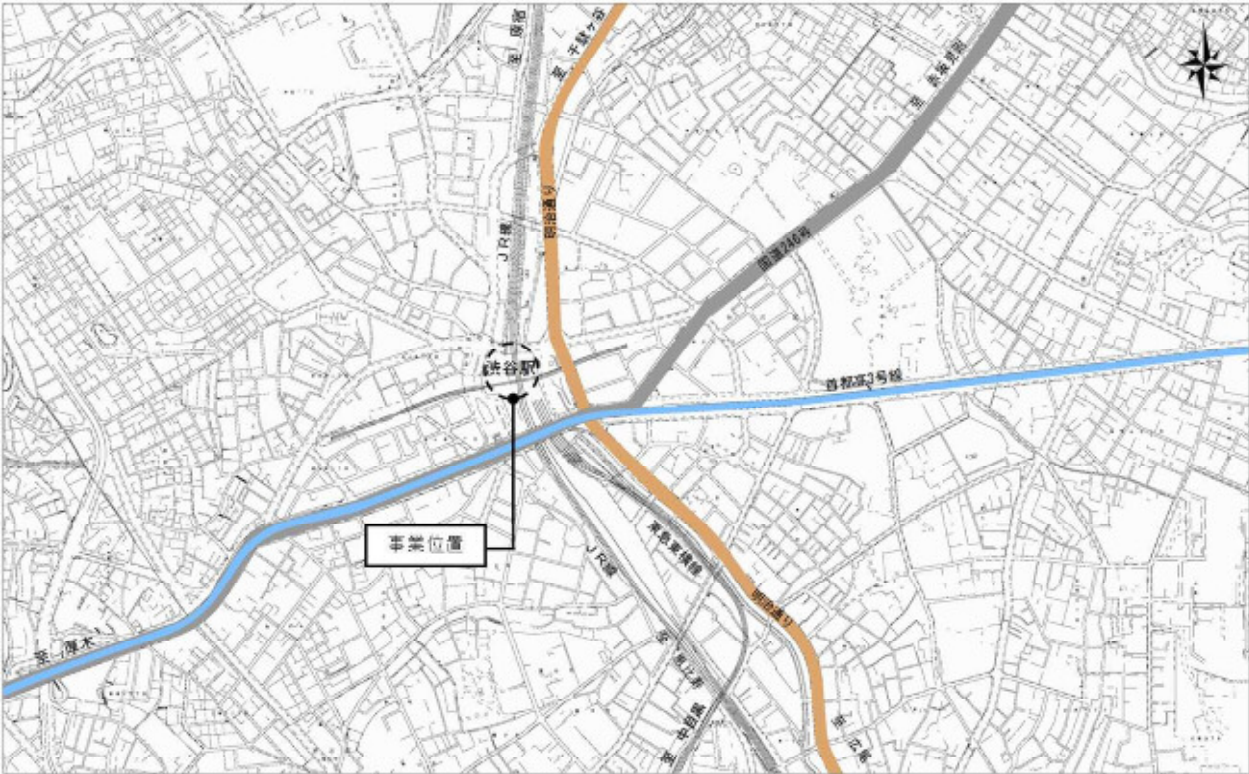
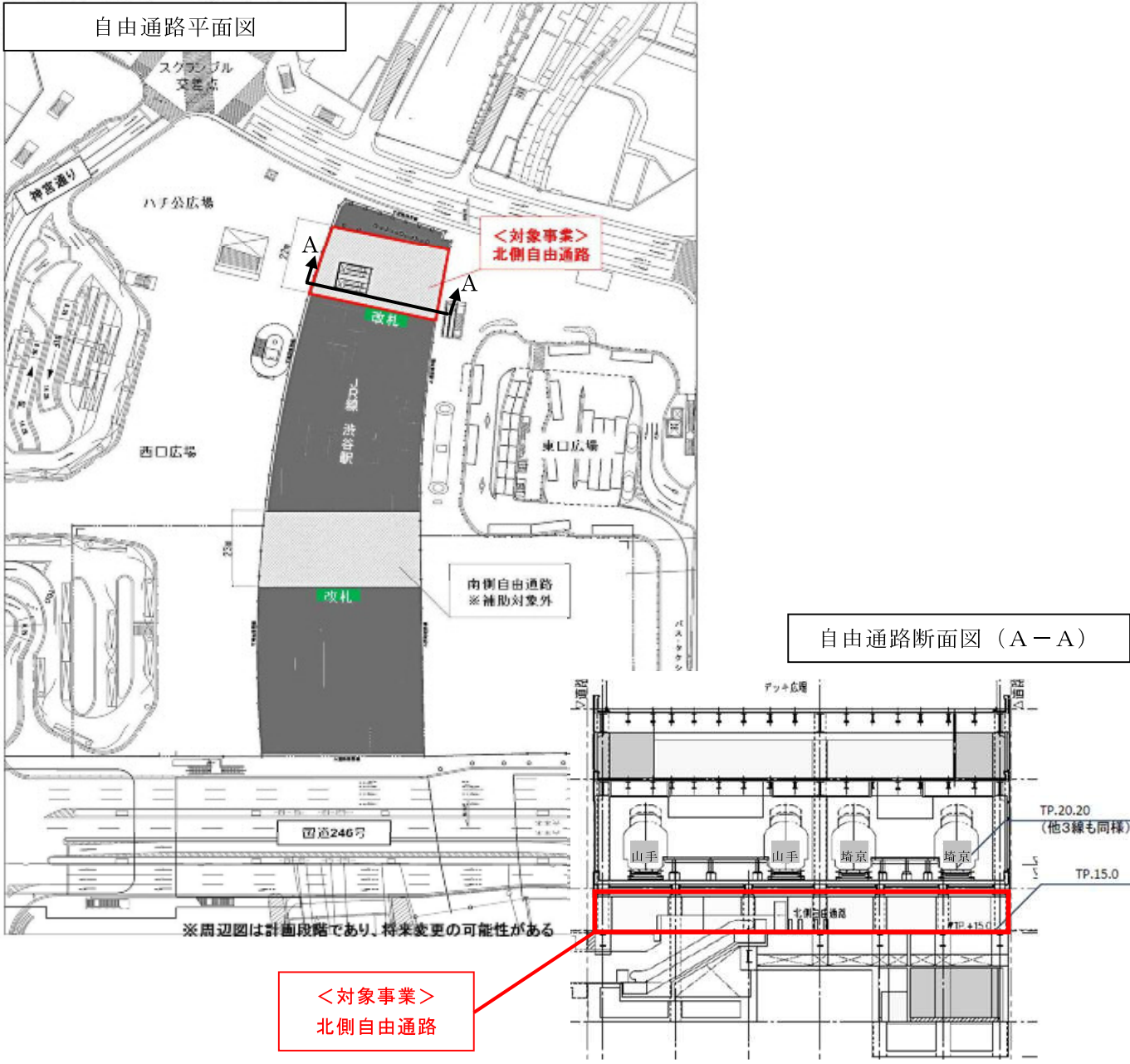
事業の進捗状況



事業内容を示す図面及び写真



事業の種類	土地区画整理事業
事業の名称	東京都市計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業
評価の実施主体	東京都
事業所管部署	都市整備局 市街地整備部 区画整理課
評価該当要件	5 年間未着工・10 年間継続 ・その他 (国際競争拠点都市整備事業再評価))
対応方針 (案)	継続・中止

位置図 	事業内容を示す図面 												
事業概要 本事業は、鉄道により分断されている西口広場と東口広場を幅員で繋ぐことで広場の連続性を確保し、駅と周辺市街地を結ぶ開かれた歩行者ネットワークの強化を図ると共に、軌道こう上等の駅改良事業と一体的に整備することで、現況の東西通路の課題である空頭の確保と勾配の解消を実現し、安全で快適な自由通路として整備する。 また、本事業は地上1階レベルで西口広場と東口広場を繋ぐ自由通路整備事業であり、JR東日本が実施する駅改良事業と一体的に整備するものであるが、土地区画整理法の規定に基づき、渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者が整備を行う。 【整備規模：幅員22m、全長35m、高さ2.5m、サービス水準A】	<table><tr><td>事業の種類</td><td>鉄道駅周辺施設</td></tr><tr><td>事業の名称</td><td>渋谷駅街区北側自由通路整備事業</td></tr><tr><td>実施主体</td><td>渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者</td></tr><tr><td>事業所管部署</td><td>渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課</td></tr><tr><td>評価該当要件</td><td>5年間未着工・10年間継続・その他（国際競争拠点都市整備事業再評価）</td></tr><tr><td>対応方針（案）</td><td>継続・中止</td></tr></table>	事業の種類	鉄道駅周辺施設	事業の名称	渋谷駅街区北側自由通路整備事業	実施主体	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者	事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課	評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （国際競争拠点都市整備事業再評価）	対応方針（案）	継続 ・中止
事業の種類	鉄道駅周辺施設												
事業の名称	渋谷駅街区北側自由通路整備事業												
実施主体	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者												
事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課												
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （国際競争拠点都市整備事業再評価）												
対応方針（案）	継続 ・中止												

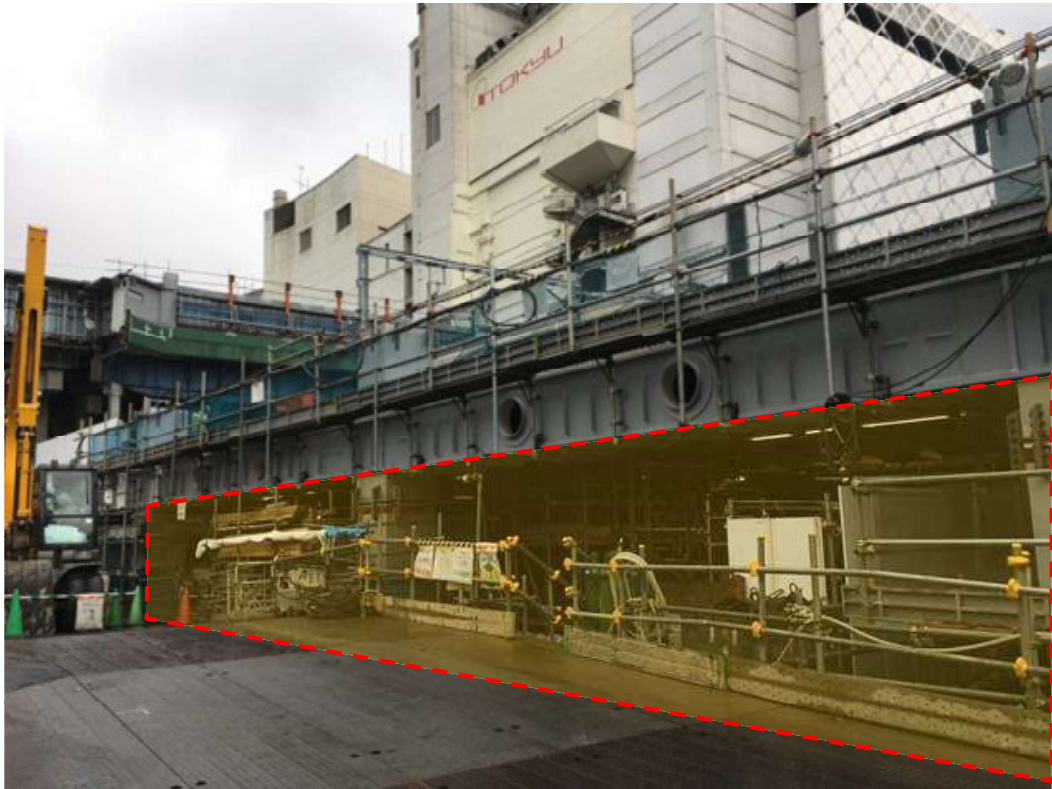
評価対象事業案内（２）

番号

区画 - 1 - ②

事業内容を示す図面及び写真

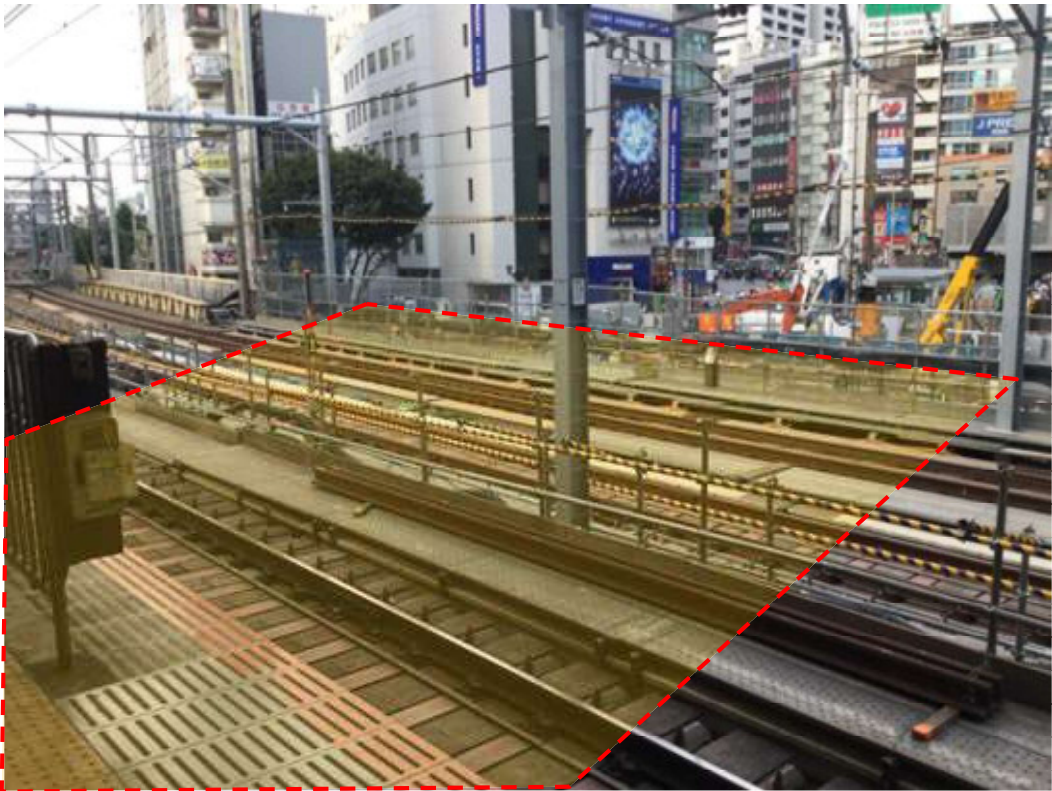
①



③



②

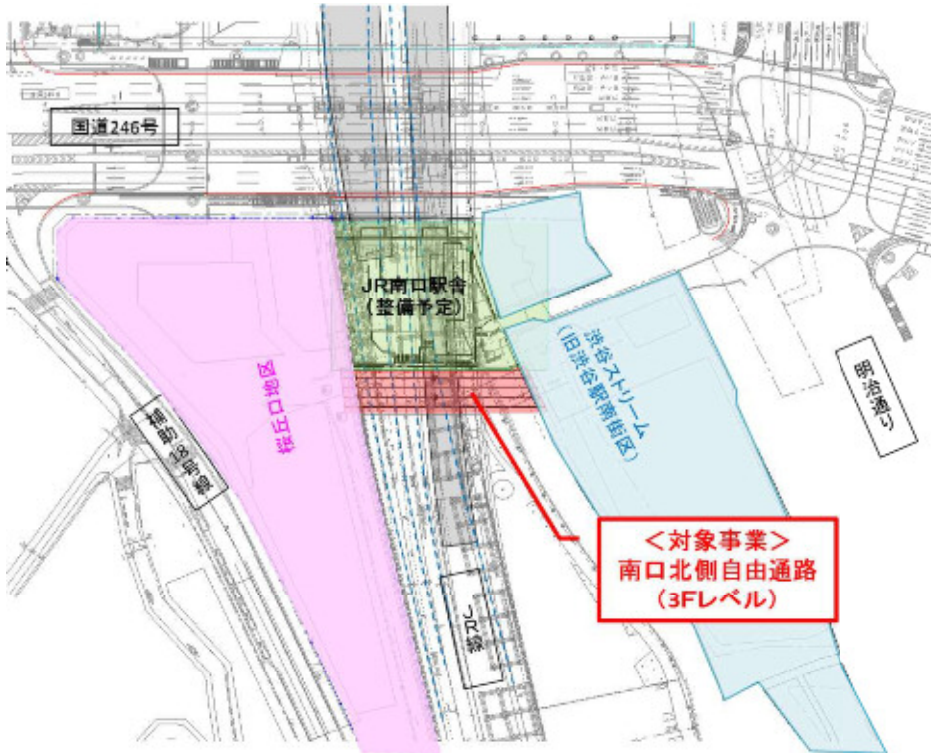
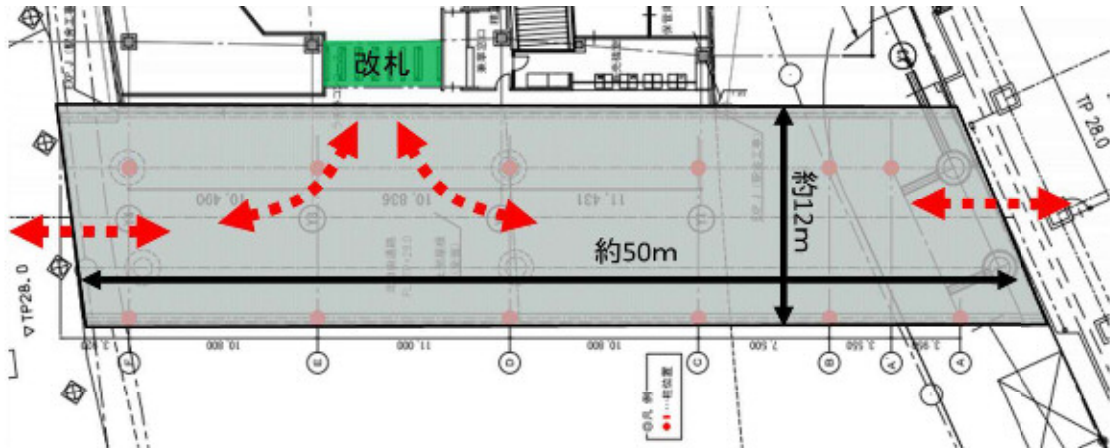


写真撮影方向



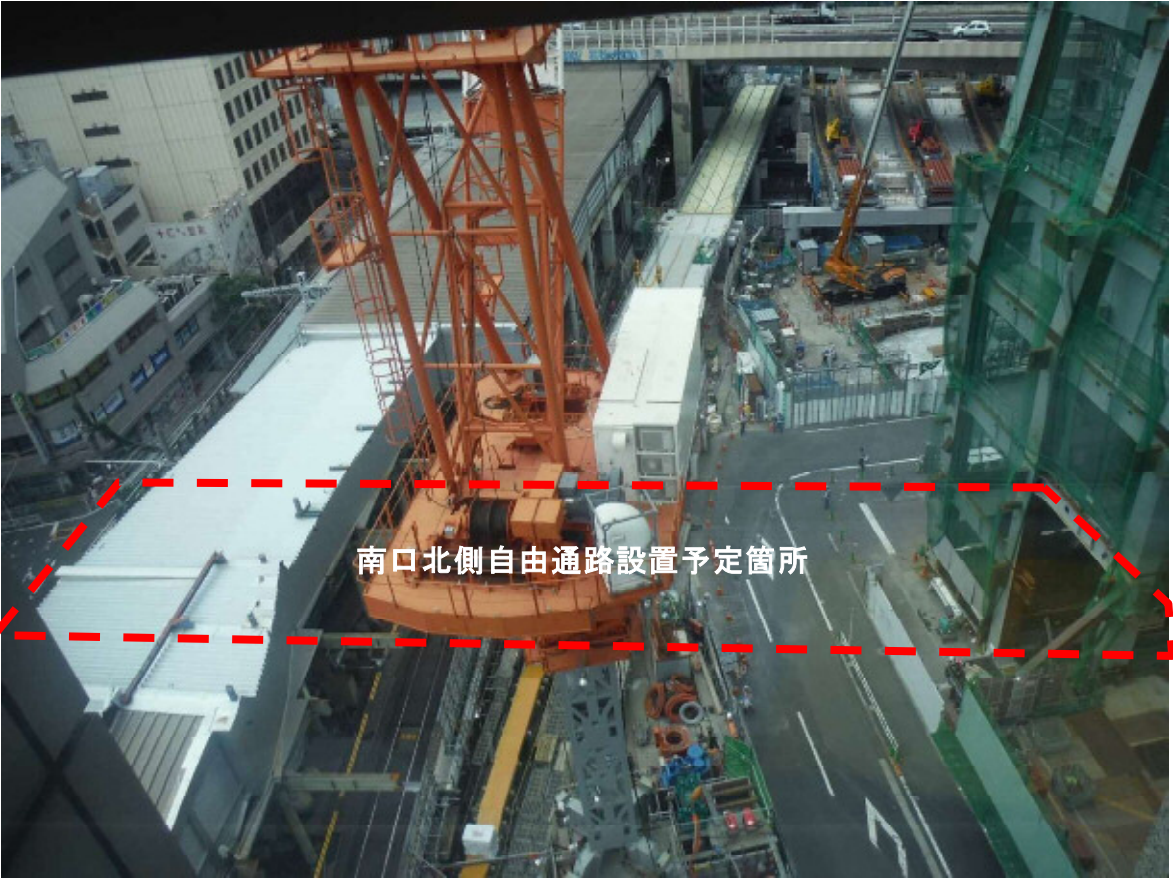
 : 将来自由通路範囲

事業の種類	鉄道駅周辺施設
事業の名称	渋谷駅街区北側自由通路整備事業
評価の実施主体	渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者
事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ <u>その他</u> （国際競争拠点都市整備事業再評価）
対応方針（案）	<u>継続</u> ・中止

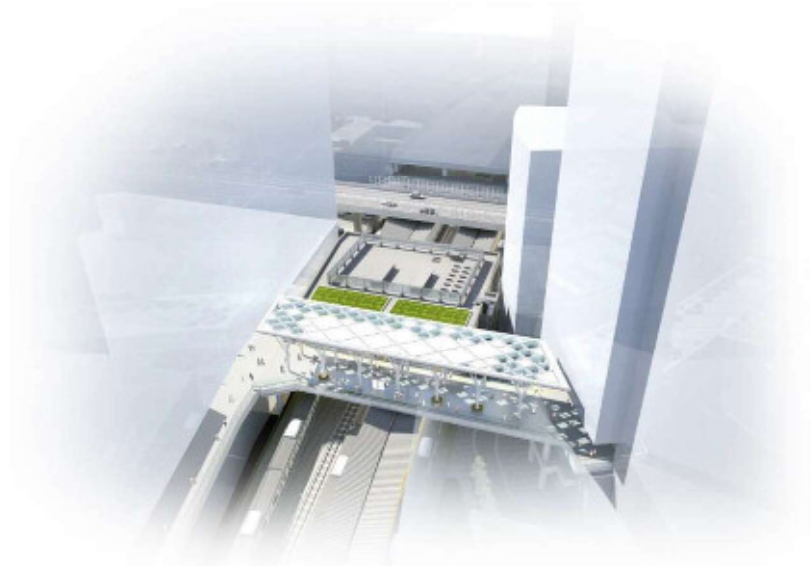
評価対象事業案内（１）		番号	区画 - 1 - ③												
位置図 		事業内容を示す図面 【広域図】  【拡大図】  <table><tr><td>事業の種類</td><td>鉄道駅周辺施設</td></tr><tr><td>事業の名称</td><td>渋谷駅南口北側自由通路整備事業</td></tr><tr><td>評価の実施主体</td><td>渋谷区</td></tr><tr><td>事業所管部署</td><td>渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課</td></tr><tr><td>評価該当要件</td><td>5年間未着工・10年間継続・その他（国際競争拠点都市整備事業再評価）</td></tr><tr><td>対応方針（案）</td><td>継続・中止</td></tr></table>		事業の種類	鉄道駅周辺施設	事業の名称	渋谷駅南口北側自由通路整備事業	評価の実施主体	渋谷区	事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課	評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （国際競争拠点都市整備事業再評価）	対応方針（案）	継続 ・中止
事業の種類	鉄道駅周辺施設														
事業の名称	渋谷駅南口北側自由通路整備事業														
評価の実施主体	渋谷区														
事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課														
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （国際競争拠点都市整備事業再評価）														
対応方針（案）	継続 ・中止														
事業概要 本事業は、国道246号の南側に新設されるJR渋谷駅南口改札に接続し、3Fレベルの跨線橋として自由通路（歩行者専用通路）を整備することにより、JR線により生じていた東西方向の歩行者動線の分断を解消する。また、東西で接続する桜丘口地区再開発と渋谷ストリーム（旧渋谷駅南街区）内の地区施設（歩行者専用通路）を通じて、西側は桜丘口地区再開発で整備を行う都市計画道路補助18号線、東側は明治通りへつながる一連のストリートとして整備を行うことで、国道246号南側の回遊動線の起点となるものである。 本事業では、地上3階レベルの自由通路（全長50m・幅員12m）のうち、JR線路上空部分について、区の事業としてJR東日本へ委託することにより整備する。															

事業内容を示す図面及び写真

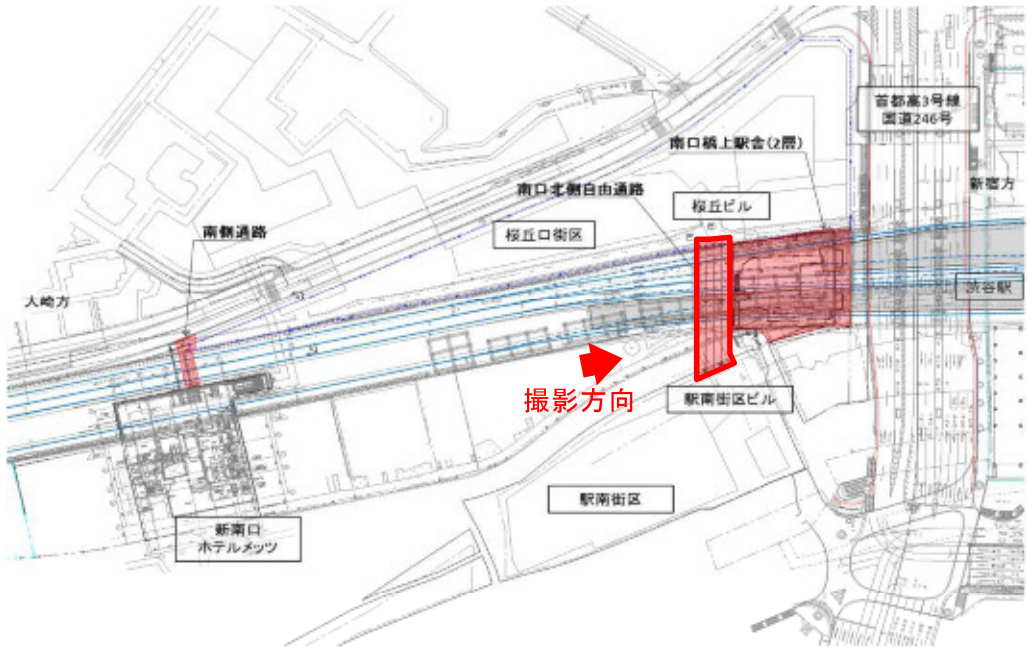
■現地写真（2017年8月撮影）



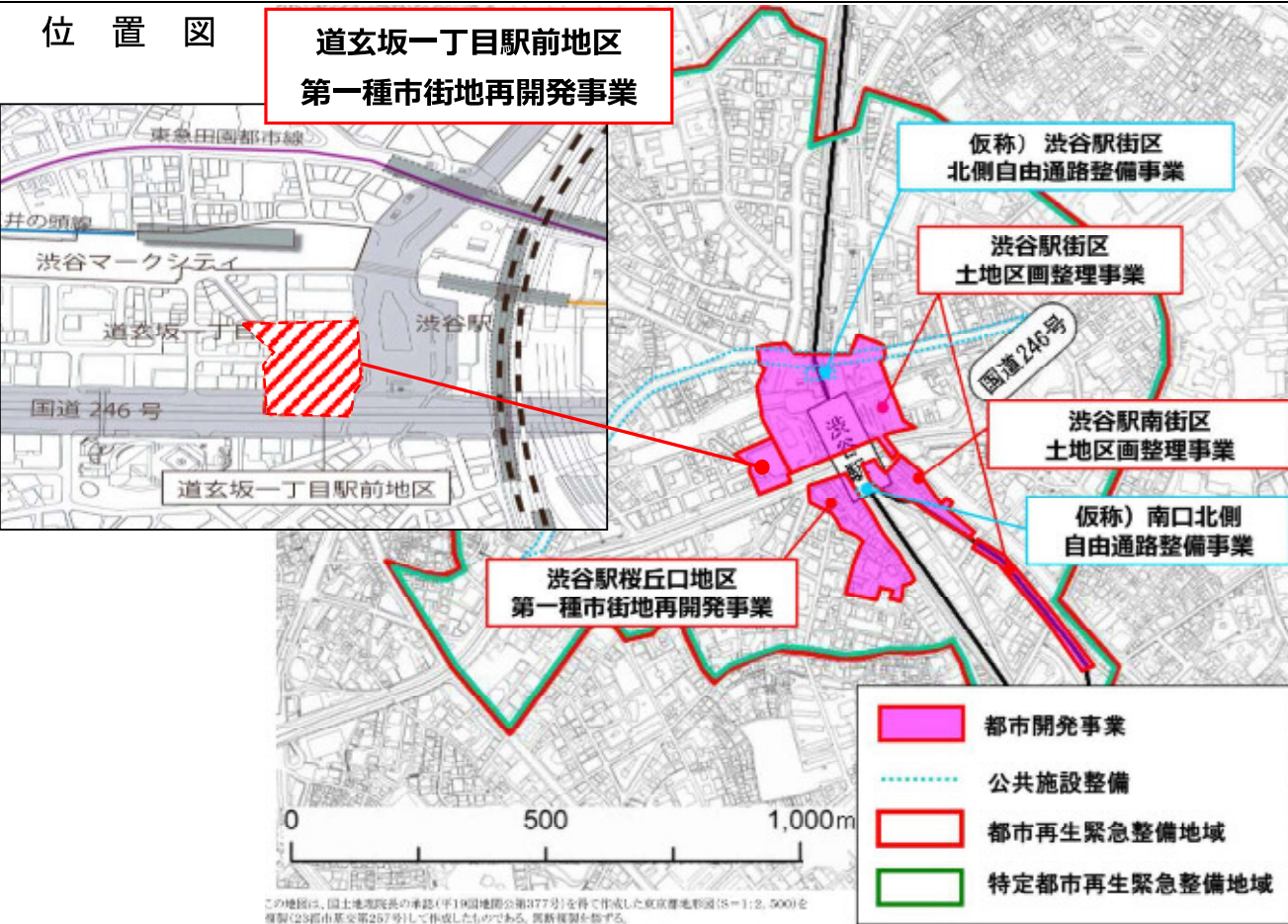
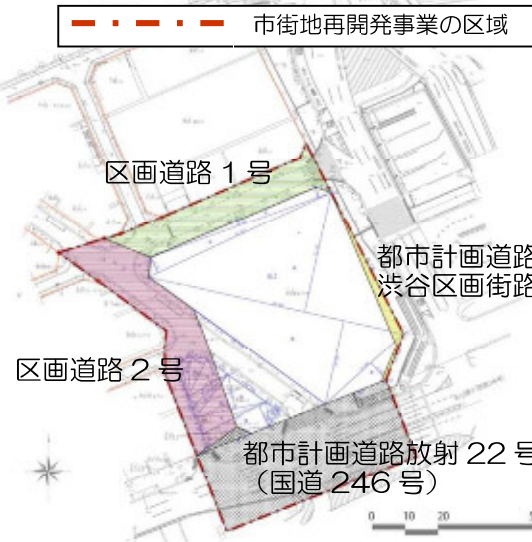
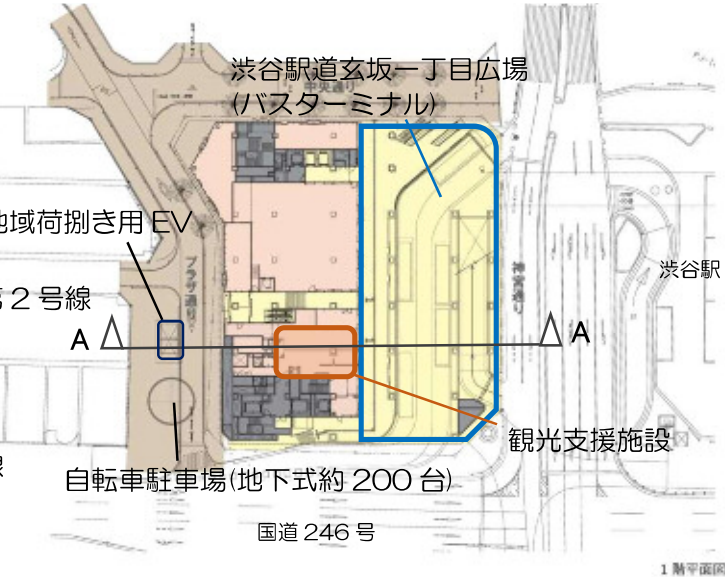
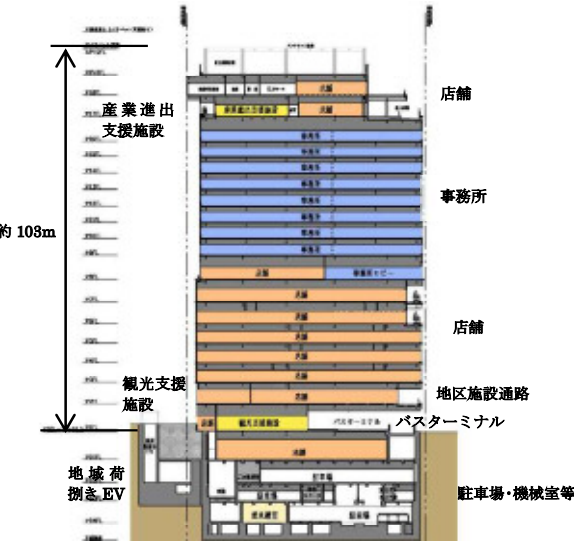
■鳥瞰図（イメージ）



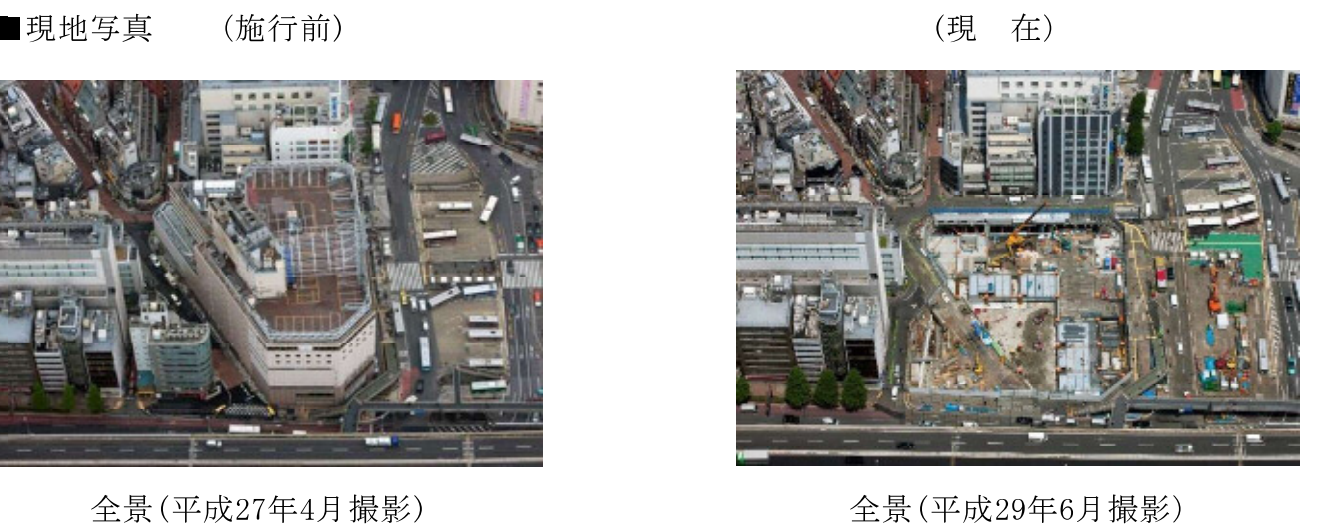
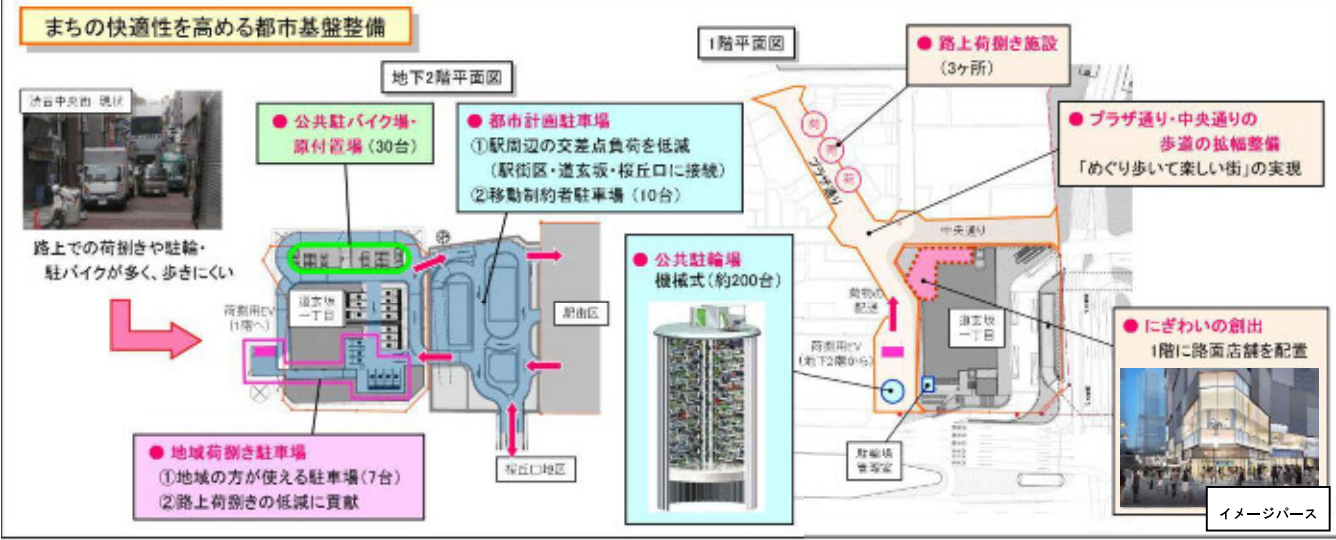
■南側からの外観（イメージ）



事業の種類	鉄道駅周辺施設
事業の名称	渋谷駅南口北側自由通路整備事業
評価の実施主体	渋谷区
事業所管部署	渋谷区都市整備部渋谷駅周辺整備課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （国際競争拠点都市整備事業再評価）
対応方針（案）	継続 ・中止

評価対象事業案内（１）		番号	区画－１－④												
位置図  事業概要 本事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とともに、広場・歩行者通路等の空地及び公共施設等の整備により、渋谷駅前地域にふさわしい良好な都市環境の創出を図るべく、都市再生特別地区を活用した市街地再開発事業によるまちづくりを実施するものである。 具体的には、街区再編による老朽化した建物の建替え及び渋谷駅西口と一体化した都市基盤の整備、空港リムジンバスターミナルを含む立体交通広場や駐車場ネットワークの形成、移動制約者・地域荷捌き用を含む都市計画駐車場の整備、産業進出・観光支援施設の整備、駅とまちを繋ぐ立体的な歩行者ネットワークの形成、帰宅困難者受入空間の確保、既存地域冷暖房施設との接続、屋上における立体的な緑化推進等を実施し、都市再生への貢献を図る。 施行区域：東京都渋谷区道玄坂一丁目地内 施行面積：約0.6ha 施設建築物の概要 敷地面積：約3,336㎡ 階数：地上18階、地下4階 延べ面積：約58,980㎡ 主要用途：事務所、店舗、駐車場 建物高層部に事務所、低層部に商業、地下に駐車場施設を配置する。1階には空港リムジンバスを含むバスターミナルと観光支援施設を一体的に整備し、2階で渋谷駅及び国道デッキと接続する計画とする。また、地下では、移動制約者及び地域荷捌き用駐車施設、駅街区及び桜丘口と接続する駐車場ネットワーク、国道地下施設との接続を整備し、17階には産業進出支援施設を計画する。 公共施設の概要 都市計画道路放射22号線（一般国道246号、整備済み）、都市計画道路渋谷区画街路第2号線（一部拡幅）、区画道路1号・2号（既成、一部拡幅等）、公共自転車駐車場（地下式約200台）、公共原動機付自転車及び自動二輪駐車場（地下式約30台）、渋谷駅道玄坂一丁目広場（約1,300㎡）、第51号渋谷駅駐車場（移動制約者用約10台、地域荷捌き用約7台）		事業内容を示す図面 ■公共施設整備の概要  ■1階平面図  ■断面図 (A-A)  ■完成予想図 (渋谷駅西口からのイメージ) 													
		<table><tr><td>事業の種類</td><td>第一種市街地再開発事業</td></tr><tr><td>事業の名称</td><td>道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業（組合施行）</td></tr><tr><td>実施主体</td><td>道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合</td></tr><tr><td>事業所管部署</td><td>渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課</td></tr><tr><td>評価該当要件</td><td>5年間未着工・10年間継続（その他）（国際競争拠点都市整備事業再評価）</td></tr><tr><td>対応方針（案）</td><td>継続中止</td></tr></table>		事業の種類	第一種市街地再開発事業	事業の名称	道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業（組合施行）	実施主体	道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合	事業所管部署	渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課	評価該当要件	5年間未着工・10年間継続（その他）（国際競争拠点都市整備事業再評価）	対応方針（案）	継続中止
事業の種類	第一種市街地再開発事業														
事業の名称	道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業（組合施行）														
実施主体	道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合														
事業所管部署	渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課														
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続（その他）（国際競争拠点都市整備事業再評価）														
対応方針（案）	継続中止														

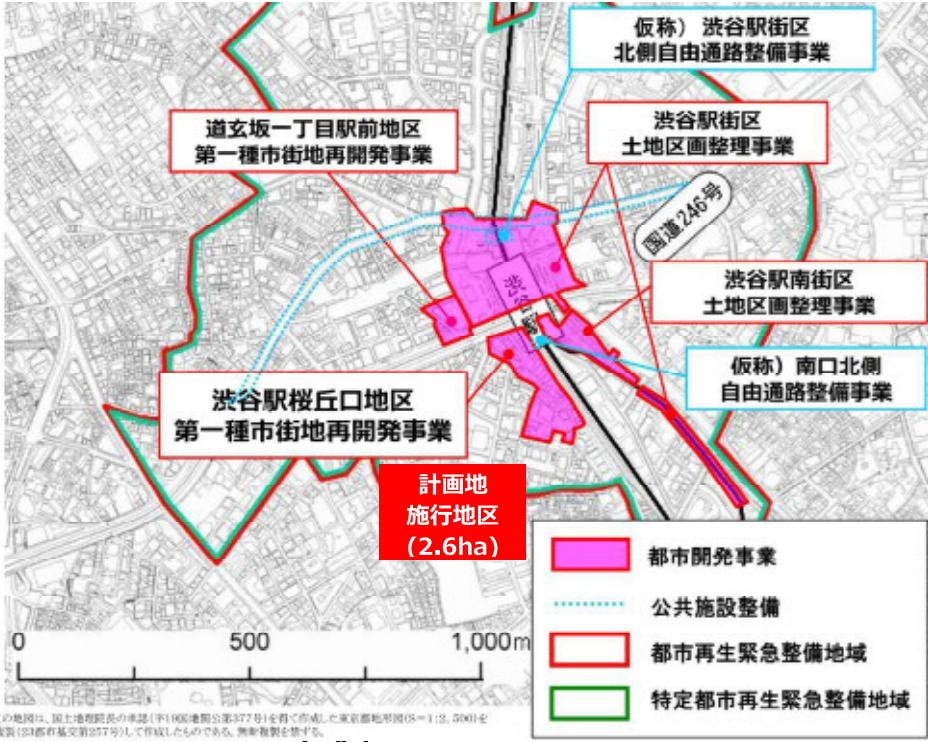
事業内容を示す図面及び写真



全景（平成27年4月撮影） 全景（平成29年6月撮影）

事業の種類	第一種市街地再開発事業
事業の名称	道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業（組合施行）
実施主体	道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合
事業所管部署	渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続（その他）国際競争拠点都市整備事業再評価
対応方針（案）	継続・中止

位置図



事業概要

本地区は、特定都市再生緊急整備地域内にあり、地域整備方針の中で、渋谷駅の機能更新と周辺都市基盤の再編を契機に、魅力ある商業、業務、文化・交流機能の充実を図るとともに、次世代による先進的な生活文化等の世界に開かれた情報発信拠点を形成することとされている。

これらを踏まえ、本地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る以下の取組により、東京都の都市再生に貢献する。

- ① 地形の高低差や地域の分断を解消する立体的な歩行者ネットワークや、都市計画道路・駐車場ネットワーク・都市計画駐車場等の整備により、大規模ターミナル駅に相応しい交通結節機能の強化を図る。
- ② 外国企業・外国人ビジネスマンを支える医療、滞在、子育ての生活支援機能の導入や、クリエイティブ・コンテンツ産業の更なる充実を図る起業支援機能の導入並びに高度な商業・業務機能や居住機能の整備による国際競争力の高い生活文化の創造・発信拠点を形成する。
- ③ 帰宅困難者の一時滞在施設の整備等による防災機能の強化、環境負荷の低減の取り組みを行う。

施行区域：東京都渋谷区桜丘町並びに道玄坂一丁目、渋谷三丁目地内
施行面積：約 2.6ha

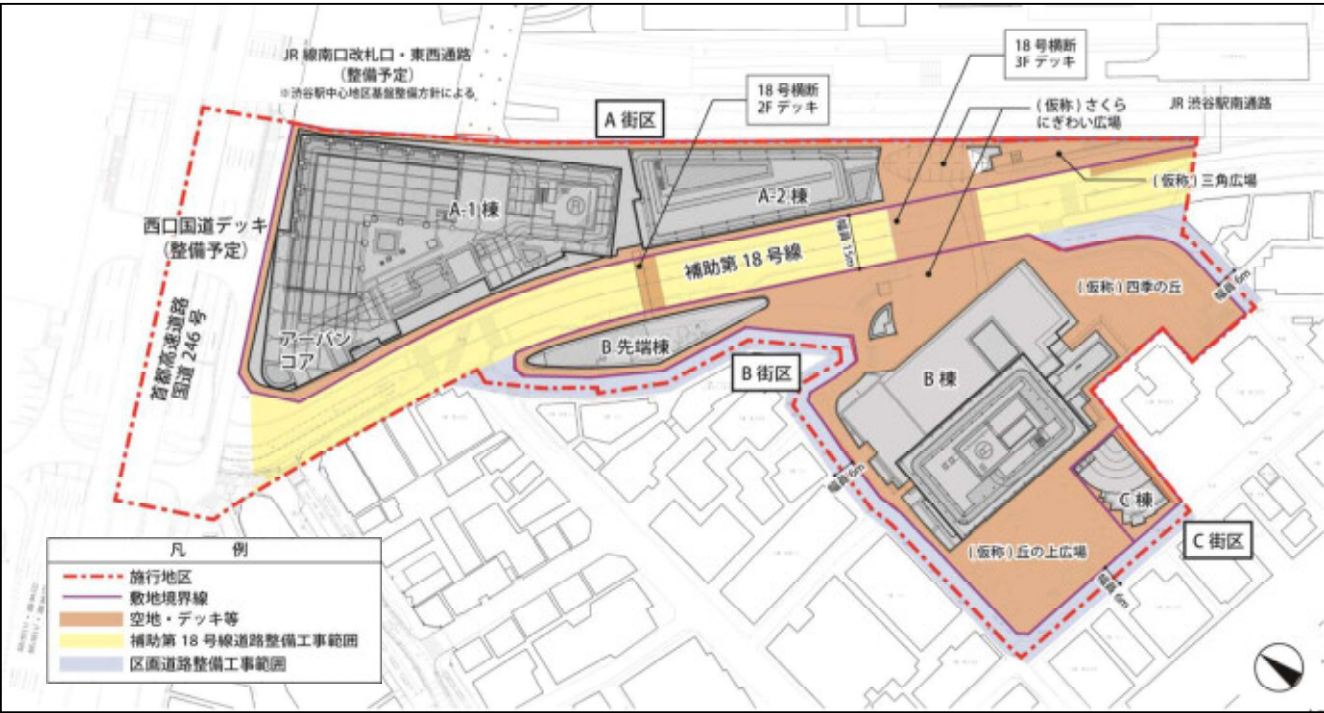
施設建築物概要

- 【A 街区】
建築敷地面積：約 8,070 ㎡ 階数：地下 4 階・地上 37 階建・塔屋 1 階付 延べ面積：約 183,830 ㎡
主 要 用 途：事務所、店舗、駐車場、学校、起業支援施設、国際医療施設 等
- 【B 街区】
建築敷地面積：約 8,470 ㎡ 階数：地下 2 階・地上 32 階建・塔屋 1 階付 延べ面積：約 68,220 ㎡
主 要 用 途：住宅、事務所、店舗、駐車場、サービスアパートメント、子育て支援施設 等
- 【C 街区】
建築敷地面積：約 420 ㎡ 階数：地上 4 階建 延べ面積：約 820 ㎡
主要用途：教会、住宅

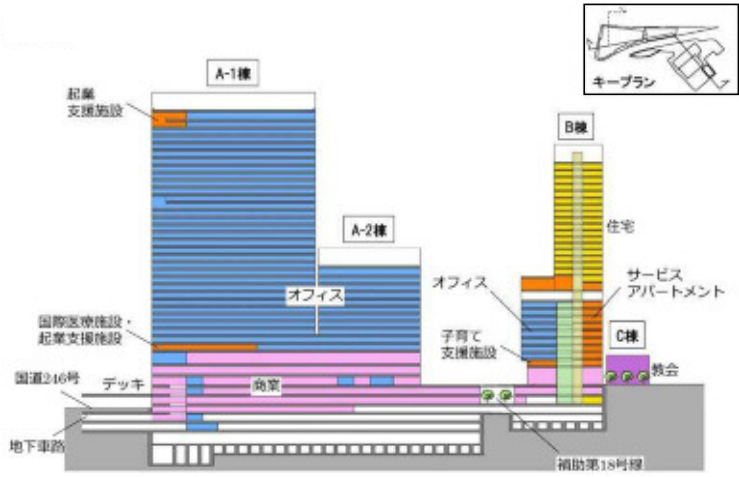
公共施設概要：都市計画道路放射22号線（一般国道246号、整備済み）、補助線街路第18号線（一部新設）、区画道路1号（拡幅）、区画道路2号（拡幅）、区画道路3号（約362㎡、拡幅）、第51号渋谷駅駐車場（移動制約者用駐車場）

事業内容を示す図面

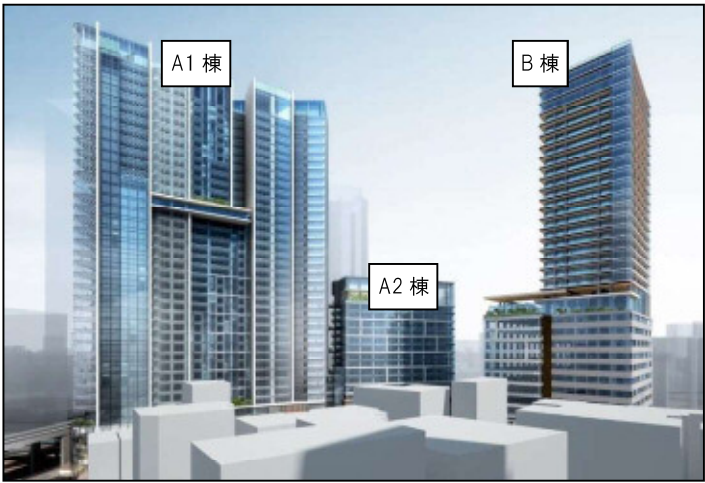
■公共施設整備の概要



■断面図



■完成予想図（文化総合センター大和田からのイメージ）

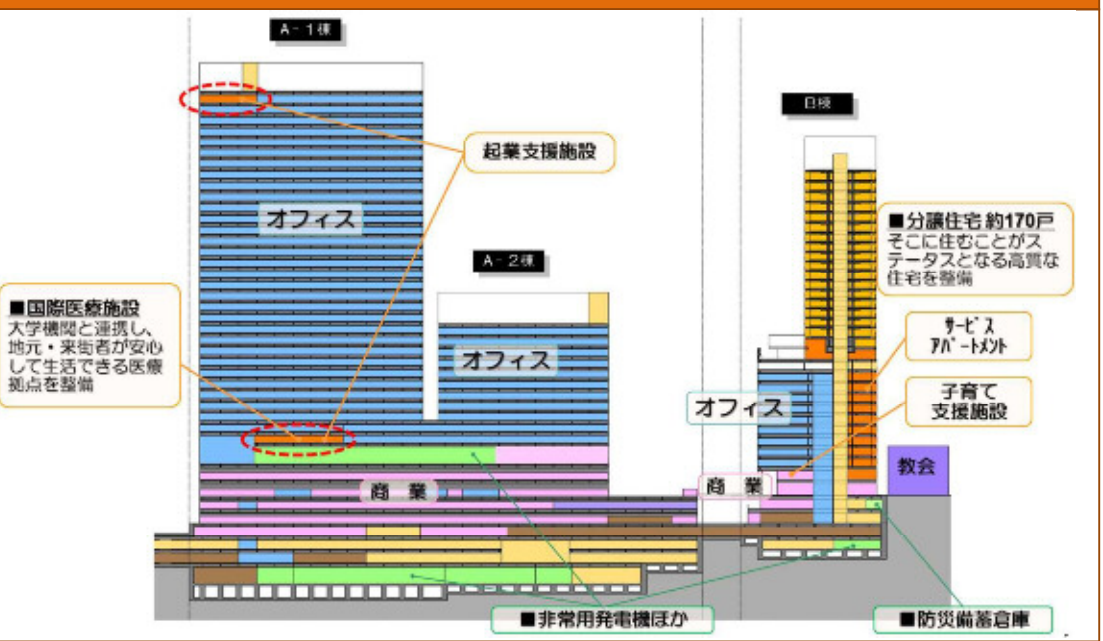


事業の種類	第一種市街地再開発事業
事業の名称	渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業（組合施行）
評価の実施主体	渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合
事業所管部署	渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続（その他）（国際競争拠点都市整備事業再評価）
対応方針（案）	継続中止

事業内容を示す図面及び写真



渋谷の国際生活を支えるフルパッケージサービスの提供



南側市街地も含めた、周辺市街地の防災拠点にふさわしい機能整備



事業の種類	第一種市街地再開発事業
事業の名称	渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業
評価の実施主体	渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合（組合施行）
事業所管部署	渋谷区 都市整備部 渋谷駅周辺整備課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続（その他）（国際競争拠点都市整備事業再評価）
対応方針（案）	継続中止

位置図

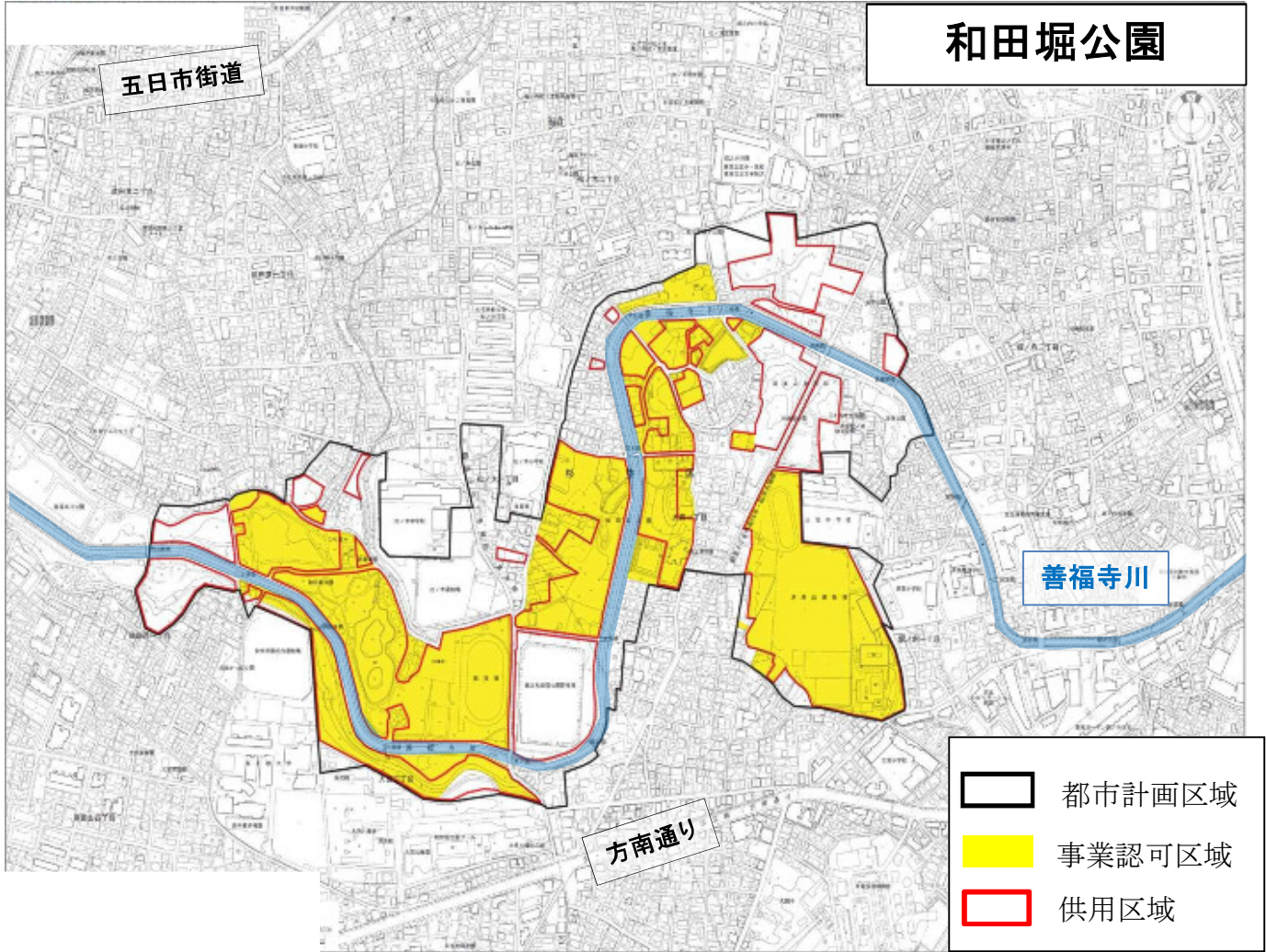


航空写真



都市計画区域

和田堀公園



都市計画区域
事業認可区域
供用区域

事業名	和田堀公園
事業主体	東京都建設局
種別	総合公園
都市計画決定面積	54.4ha
都市計画決定(変更)年月日	当初 昭和32年度 最終 昭和51年度

事業認可区域内供用面積	18.1ha
最新事業認可面積	25.96ha
当初事業採択年度	昭和32年

本公園は、住宅が密集する杉並区中央部に位置し、神田川水系に含まれる善福寺川の兩岸に展開する公園である。園内には、都内では珍しいカワセミが生息する和田堀池や、陸上競技場、バーベキュー広場などを有し、年間約278万人の来園者に憩いとレクリエーションの場を提供している。本公園は、東京都地域防災計画(平成26年度修正)において、震災火災からの避難場所の開園区域の大部分が指定されており、広域支援・救助部隊(自衛隊、消防、警察等)のベースキャンプとして活用する「大規模救出救助活動拠点」に公園中央の陸上競技場が位置づけられている。また、本公園は都市型水害対策のための3つの調節池を有している。引き続き、調節池機能を備えつつ散策ができる河川沿いの憩いの場の整備や、周辺住民の避難場所確保のための開園区域拡張、防災公園の施設整備を行う。

事業の種類	都市公園事業
事業の名称	和田堀公園
評価の実施主体	東京都知事 小池百合子
事業所管部署	東京都 建設局 公園緑地部
評価該当要件	5年間未着工 ・ 10年間継続 ・ その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・ 中止

① 和田堀池



② 済美山地区自然林



③ 第一競技場



④ ワンパク広場



撮影位置 案内図



事業の種類	都市公園事業
事業の名称	和田堀公園
評価の実施主体	東京都知事 小池百合子
事業所管部署	東京都 建設局 公園緑地部
評価該当要件	5年間未着工 ・ 10年間継続 ・ その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・ 中止

評価対象事業案内(2)-2

番号

公-2

善福寺川の両岸に位置する和田堀公園



防災トイレ用手押しポンプ



防災照明



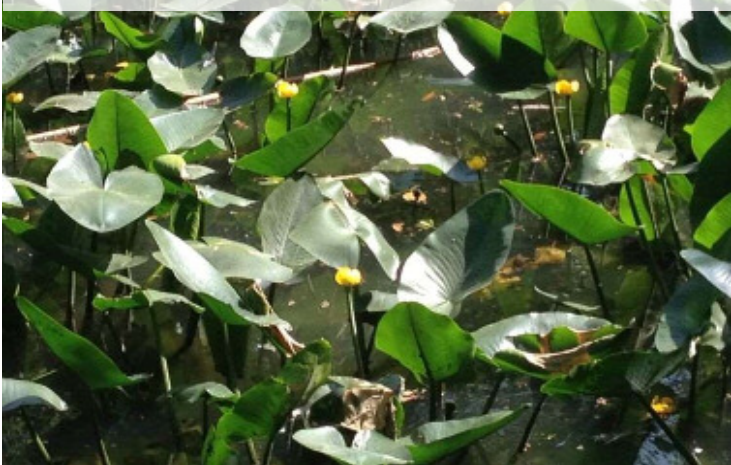
カワセミ (VU絶滅危惧Ⅱ類)



イヌノフグリ (EN絶滅危惧ⅠB類)



コウホネ (VU絶滅危惧Ⅱ類)



自然観察会



防災イベントでのかまどベンチ体験



事業の種類	都市公園事業
事業の名称	和田堀公園
評価の実施主体	東京都知事 小池百合子
事業所管部署	東京都 建設局 公園緑地部
評価該当要件	5年間未着工 ・ 10年間継続 ・ その他(5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・ 中止

評価対象事業案内

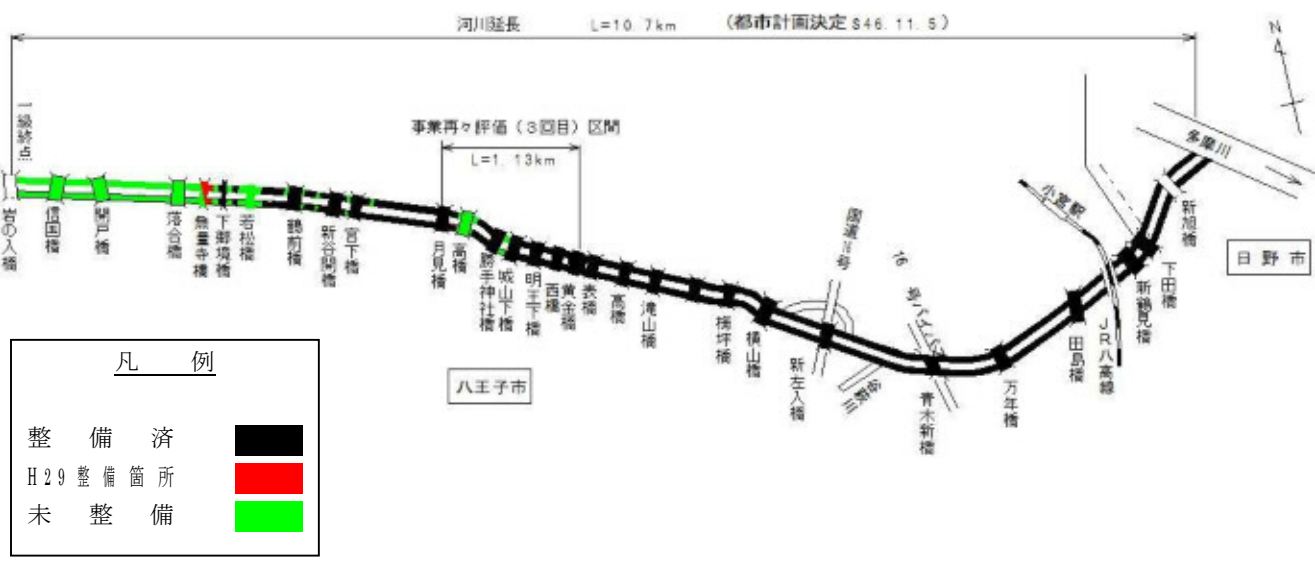
番号 河—1

位置図



事業内容を示す図面

〈 整備状況図 〉

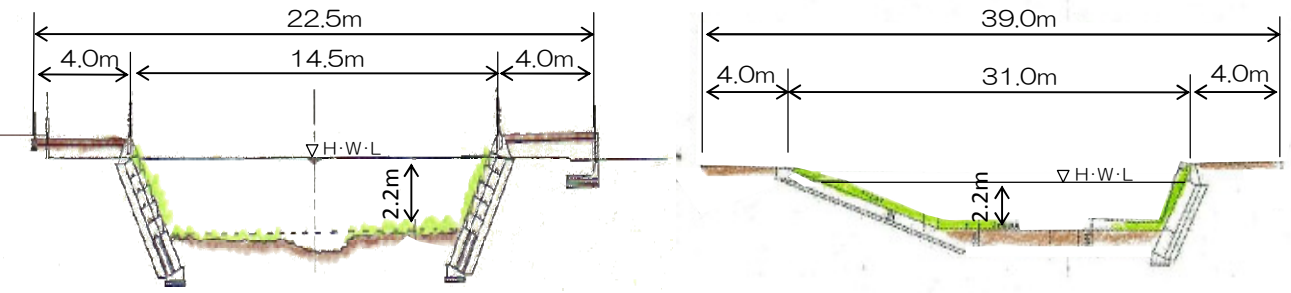


事業概要

対象箇所：谷地川
事業承認日：平成10年7月8日
概要：流域の市街化の進行に伴い河川への雨水の流出量が増大している谷地川において、1時間50ミリの降雨に対応する護岸整備を行い、洪水による水害の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成を図っている。

A-A断面図

B-B断面図



参考：改修前後

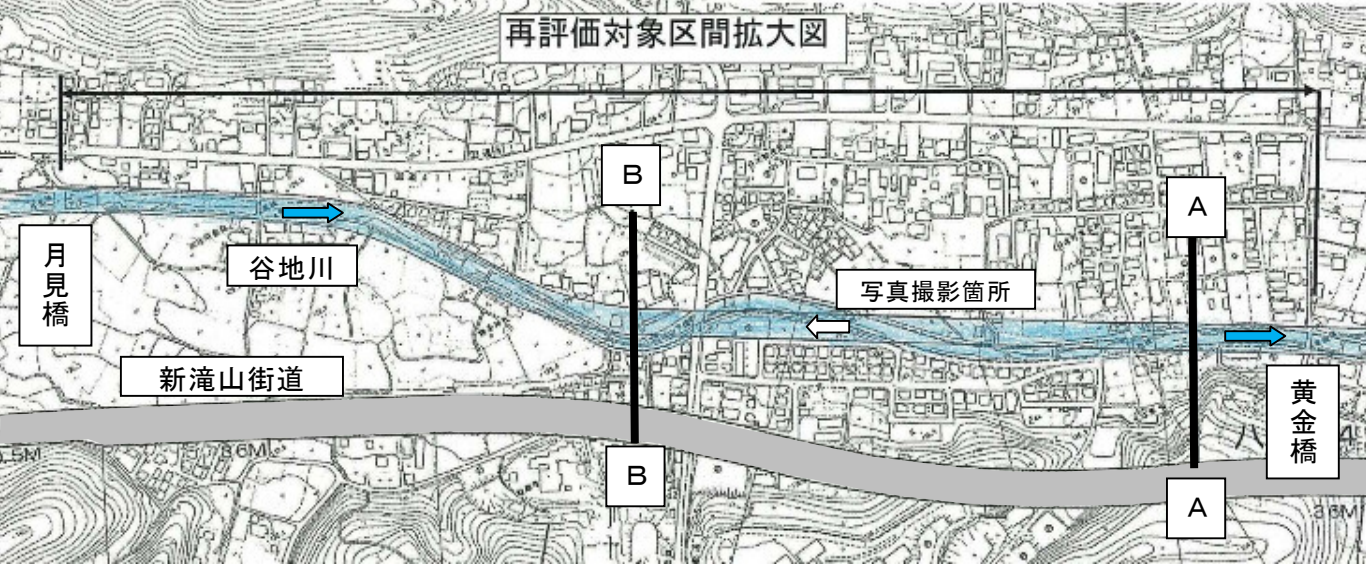
改修前

改修直後

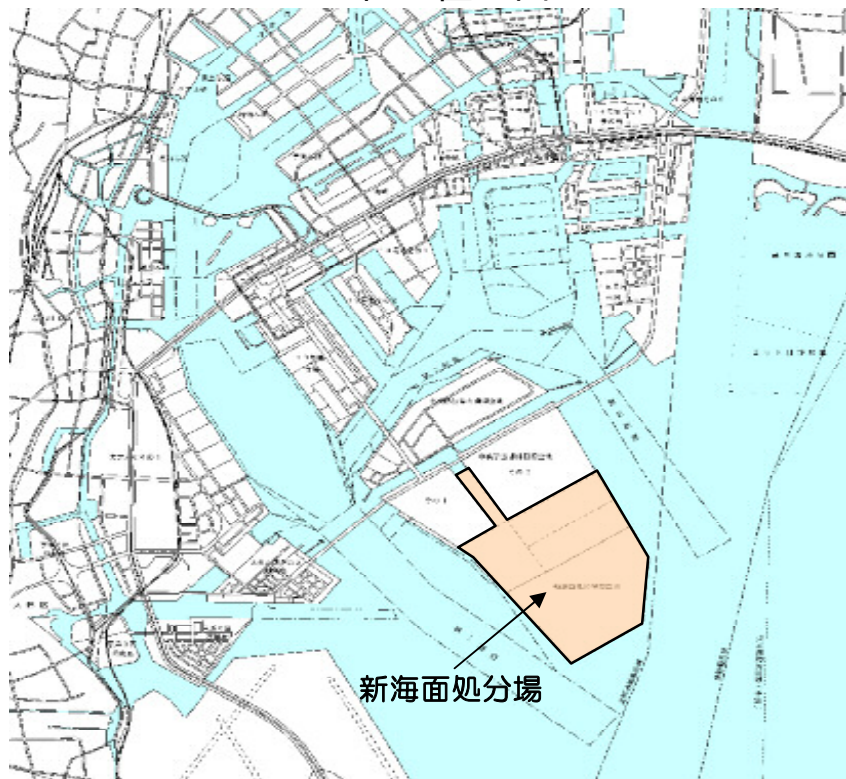
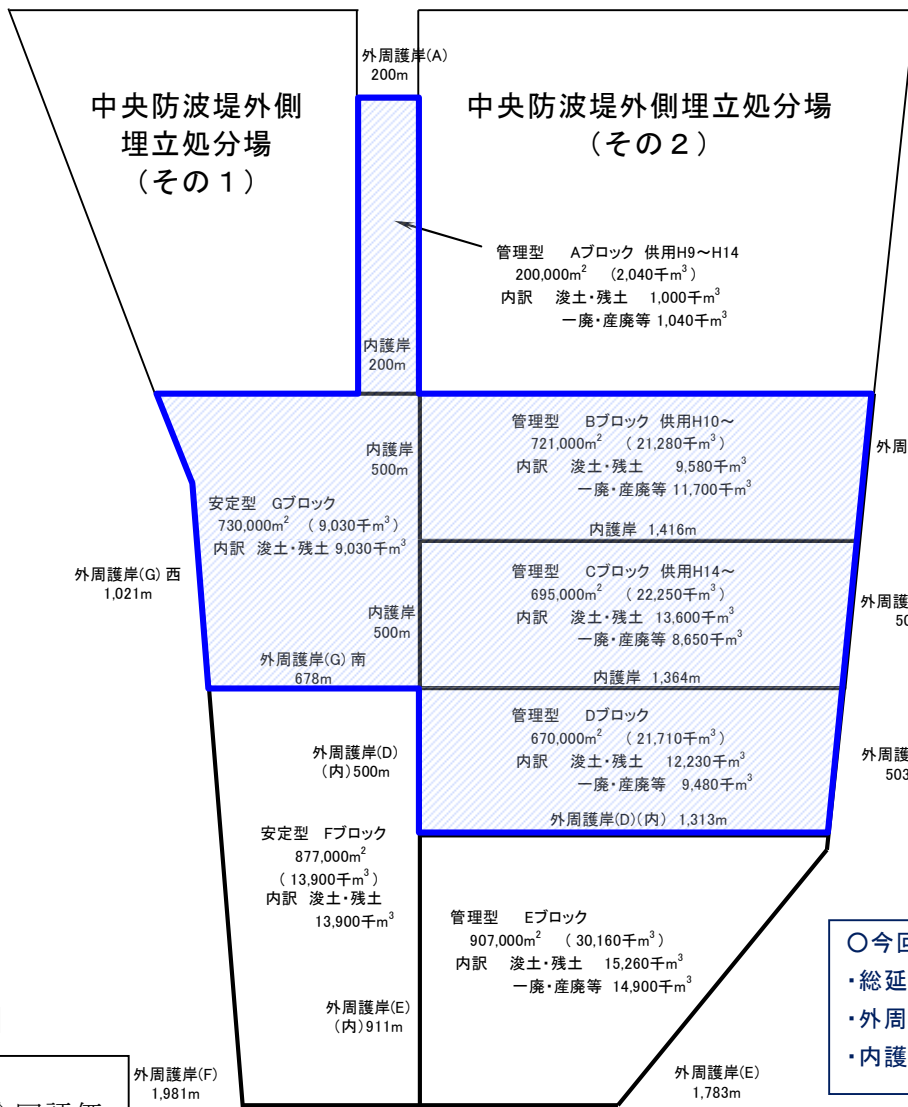
現在の状況

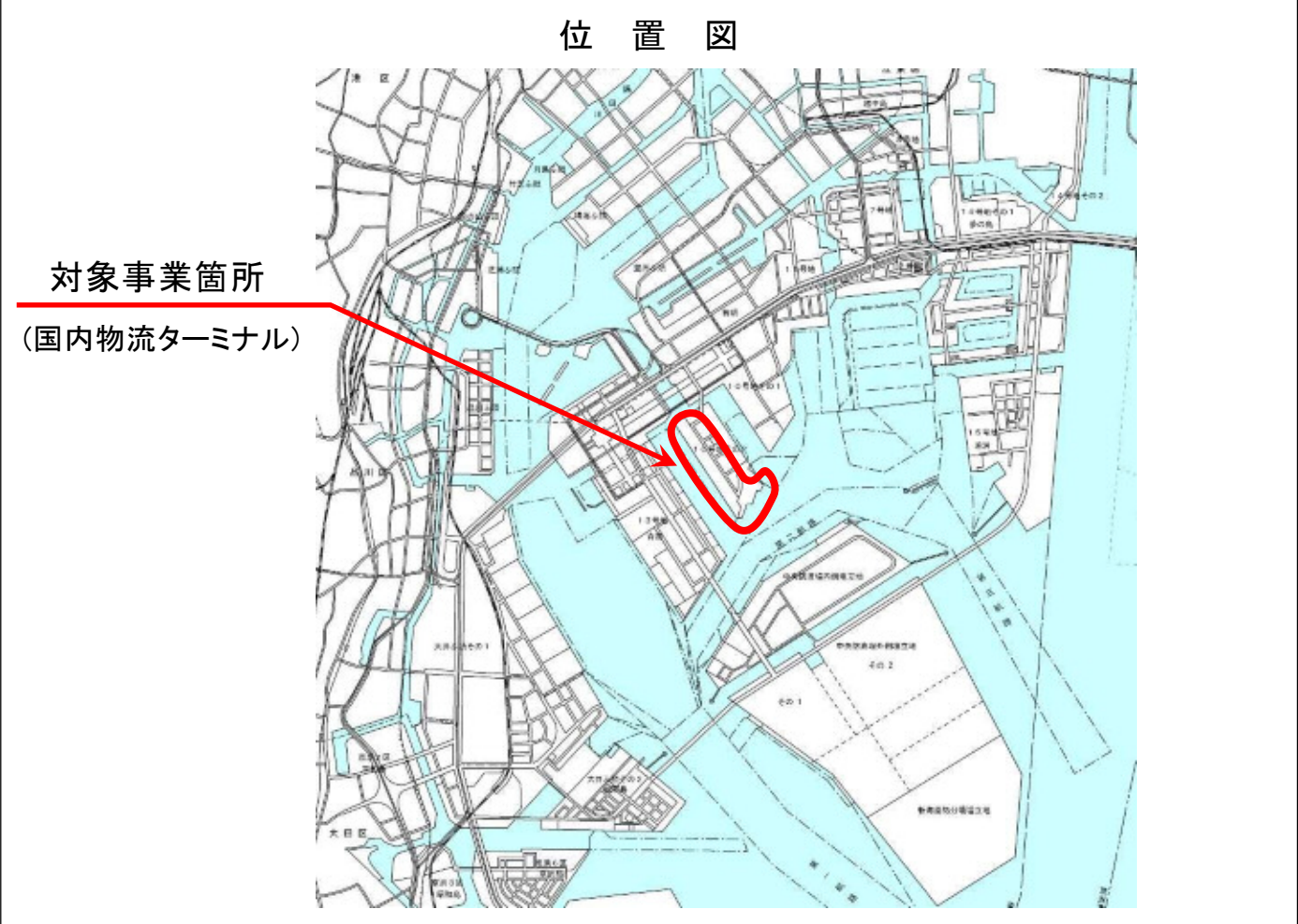


再評価対象区間拡大図



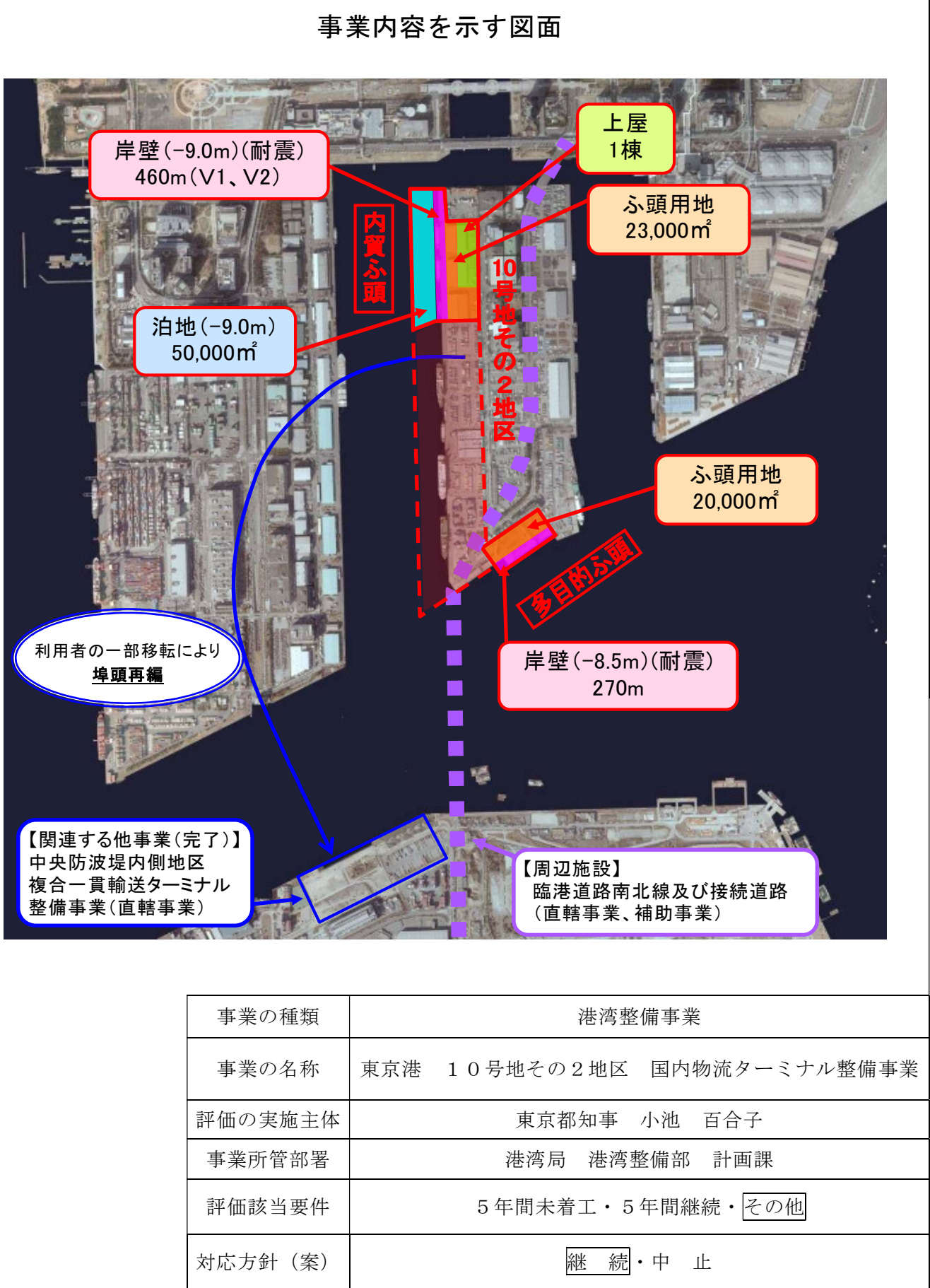
事業の種類	河川事業
事業の名称	谷地川整備事業
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	建設局 河川部 計画課 改修課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ <u>その他</u> （5年間継続再々評価（3回目））
対応方針（案）	<u>継続</u> ・中止

評価対象事業案内		番号	港－1												
位置図 		事業内容を示す図面  【凡例】 今回評価 ブロック (護岸等) ○今回対象護岸延長 ・総延長：9,201m ・外周護岸：5,221m ・内護岸：3,980m ○新海面全護岸延長 ・総延長：13,876m ・外周護岸：9,896m ・内護岸：3,980m													
事業概要 1 事業目的 都区部において、中央防波堤外側埋立処分場の後に廃棄物等を受入れることのできる埋立処分場を確保することによって、減量・資源化後に最終処分が必要な廃棄物等の適切な処分を図り、快適な都民生活や都市の活動等を維持していくため、新海面処分場護岸整備事業を実施するものである。 2 事業計画 (1) 事業期間：平成5年～平成37年 (2) 事業費：約292,810百万円 (3) 護岸延長：約9.2km (4) 埋立処分量：約89,430千m³ (5) 埋立地盤高：A.P.＋6.0m～A.P.＋30.0m (6) 埋立面積：約300ha		<table><tr><td>事業の種類</td><td>港湾整備事業</td></tr><tr><td>事業の名称</td><td>新海面処分場護岸整備事業</td></tr><tr><td>評価の実施主体</td><td>東京都知事</td></tr><tr><td>事業所管部署</td><td>港湾局 港湾整備部 計画課</td></tr><tr><td>評価該当要件</td><td>5年間未着工・10年間継続・(その他)(再々評価5年間継続)</td></tr><tr><td>対応方針(案)</td><td>(継続)中止</td></tr></table>		事業の種類	港湾整備事業	事業の名称	新海面処分場護岸整備事業	評価の実施主体	東京都知事	事業所管部署	港湾局 港湾整備部 計画課	評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・(その他)(再々評価5年間継続)	対応方針(案)	(継続)中止
事業の種類	港湾整備事業														
事業の名称	新海面処分場護岸整備事業														
評価の実施主体	東京都知事														
事業所管部署	港湾局 港湾整備部 計画課														
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・(その他)(再々評価5年間継続)														
対応方針(案)	(継続)中止														



事業概要

事業目的	10号地その2地区は、九州・沖縄定期航路などの拠点として、フェリー及びRORO船が就航し、完成自動車や取合せ品などを取扱い、同地域との物流に重要な役割を果たしている。 フェリーが利用する多目的ふ頭は、輸送の効率化のため既存岸壁の大型船対応を図るものである。 RORO船が利用する内貿ふ頭は、岸壁幅や背後荷捌地の不足、浅い岸壁水深により非効率な荷役が生じていることから、既存岸壁の大型船対応を図るとともに、老朽化した上屋の建替を含めたふ頭施設の再編による物流の効率化を図るものである。 なお、当該岸壁は、第八次改訂港湾計画及び東京都地域防災計画において、発災時の緊急物資輸送及び被災者避難のための緊急物資輸送対応施設に位置づけられている。		
全体事業費	24,368百万円	執行済額(執行率)	8,475百万円(34.8%)
施設名	計画延長(a)	整備済延長(b)	整備率(b/a)(平成28度末)
岸壁(-8.5m)(耐震)	270m	158m	58%
ふ頭用地	20,000㎡	0㎡	0%
岸壁(-9.0m)(耐震)	460m	0m	0%
泊地(-9.0m)	50,000㎡	0㎡	0%
ふ頭用地	23,000㎡	0㎡	0%
上屋	1棟	0棟	0%



10号地その2地区 内貿ふ頭(V1、V2)

事業概要

目的

- RORO船の大型化に対応するため、岸壁を整備することにより、物流の効率化を実現
- ユニット貨物に対応するため、上屋を含むふ頭施設を再編することにより、物流の効率化を実現

課題

- RORO船の大型化(1.2 万トン)に対して岸壁水深が不足
- トレーラー等の車両回しに必要な、岸壁幅が不足

主な整備内容

- 岸壁増深 -7.5m→-9m(※同時に耐震化を実施)
- 岸壁前出 10m、上屋建替(老朽化対策)を含むふ頭施設再編

整備状況

- H25 利用者の移転先である中防内 X4、X5 岸壁が完成
- H27 移転先ふ頭用地が南北線の工事ヤードに指定

※ユニット貨物とは
貨物輸送において、荷役を効率的に行うため、荷姿を統一(ユニット化)した貨物



〔荷姿例〕



〔荷姿例〕

※RORO船とは

船に設置されたランプウェー(搬出入路)により、運搬車両が自走、牽引により、乗降(Roll on/Roll off)できる構造を持った貨物船



〔車両の乗降状況〕



〔船内の車両積載状況〕



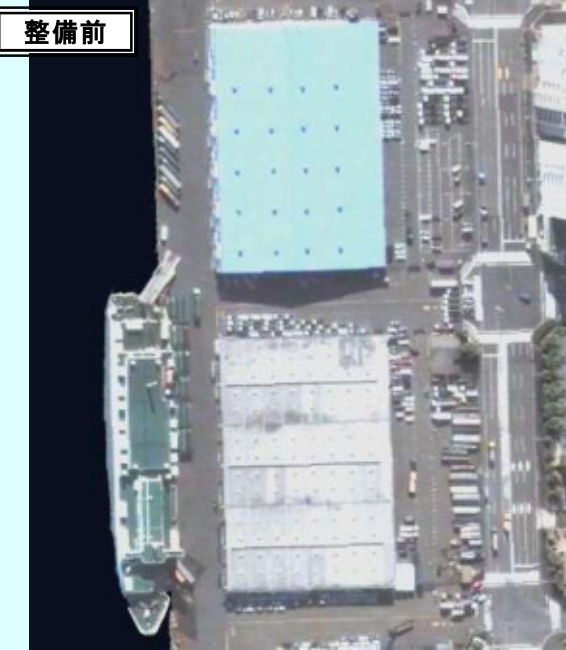
〔RORO船全景〕

10号地その2内貿ふ頭の現況



※岸壁幅の不足により貨物の輻輳が恒常的に発生

ユニット貨物対応の整備事例(品川)



整備前

整備後



上屋建替

施設の再編により
物流の効率化

事業の種類	港湾整備事業	
事業の名称	東京港 10号地その2地区	国内物流ターミナル整備事業
評価の実施主体	東京都知事 小池 百合子	
事業所管部署	港湾局 港湾整備部	計画課
評価該当要件	5年間未着工・5年間継続・その他	
対応方針(案)	継続・中止	

10号地その2地区 多目的ふ頭

事業概要

目的

- フェリーの大型化に対応した岸壁を整備することにより物流の効率化を実現

課題

- フェリーの大型化（1.6 万トン）に対して岸壁延長が不足

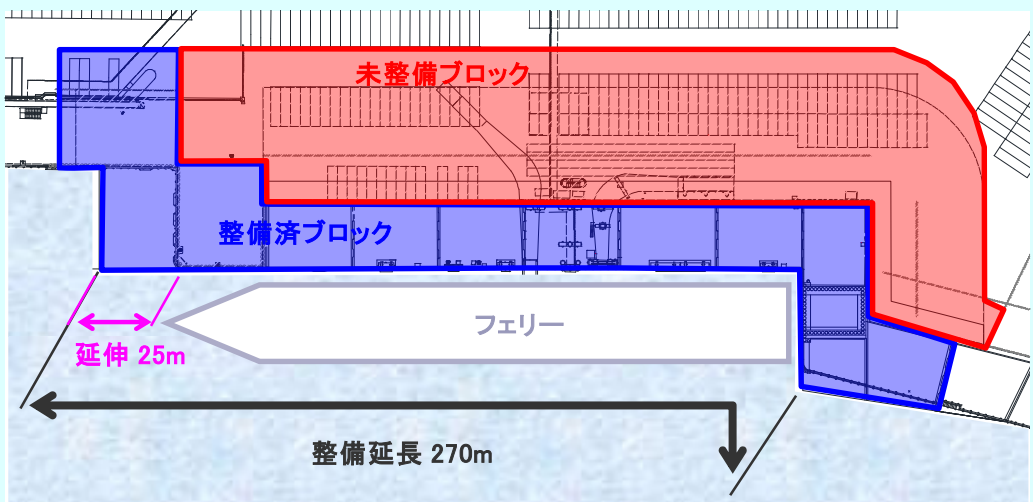
主な整備内容

- 岸壁延伸 25m（※同時に耐震化を実施）

整備状況

- H23 まで利用者と調整し、調査・設計を実施
- H23 に現地工事着手
- H27 までに岸壁を延伸し、供用開始
- H27 にふ頭用地が南北線の工事ヤードに指定

岸壁の整備状況



※フェリーとは

- 貨物車両とともに、乗客も乗船する貨客船
- 運搬車両は、岸壁設置のサイドウェー（搬出入路）等で乗降

状況写真



○ふ頭用地が南北線工事ヤードとして利用（H29.7 撮影）

出典：国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所 HP



耐震化

事業概要

概要

- 両ふ頭とも、大型船対応による物流効率化とともに、耐震化を実施
- 耐震化により、発災時における緊急物資輸送及び被災者避難のための、耐震強化岸壁を確保

東日本大震災との関連

- 東日本大震災では、フェリーやRORO船が、車両が自走で乗降可能な特徴などから、緊急物資や自衛隊の緊急輸送で活躍
- 首都直下地震の切迫性が指摘されており、東京港における耐震強化岸壁の必要性が、更に高まっている。

東日本大震災時のフェリーの活用状況



一度に大量の、人員・車両等が輸送可能



車両が自走で乗降可能

出典：東日本大震災と海事社会（平成 23 年 7 月）
公益財団法人 日本海事センター

事業の種類	港湾整備事業
事業の名称	東京港 10号地その2地区 国内物流ターミナル整備事業
評価の実施主体	東京都知事 小池 百合子
事業所管部署	港湾局 港湾整備部 計画課
評価該当要件	5年間未着工・5年間継続・ <u>その他</u>
対応方針（案）	<u>継続</u> ・中止